

平成26年11月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成26年11月26日～27日

場 所 第5委員会室

平成26年11月26日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第2号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 議案第10号 財産の処分について
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第34号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
 - ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について(別紙2)
- 請願第58号 カジノ合法化に反対し宮崎県に誘致しない決議を求める請願
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・県内経済の概況について
- ・平成26年度の企業立地の状況について
- ・宮崎県観光振興条例(仮称)の骨子等について
- ・宮崎県観光振興計画(仮称)の骨子案について
- ・地域維持型契約に係る入札の実施について

出席委員(8人)

委 員 長	岩 下 斌 彦
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	中 野 廣 明
委 員	宮 原 義 久
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	太 田 清 海
委 員	新 見 昌 安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	安 井 伸 二
調 整 審 査 課 長	川 越 道 郎

商工観光労働部

商工観光労働部長	茂 雄 二
商工観光労働部次長	梅 原 裕 二
企業立地推進局長	川 野 美 奈 子
観光物産・東アジア戦略局長	金 子 洋 士
部参事兼商工政策課長	田 中 保 通
金融対策室長	川 畑 充 代
産業振興課長	佐 野 詔 藏
産業集積推進室長	富 山 幸 子

労働政策課長 久松弘幸
地域雇用対策室長 福島清美
企業立地課長 津曲睦己
観光推進課長 孫田英美
記紀編さん記念事業推進室長 松浦直康
オールみやざき営業課長 日下雄介
工業技術センター所長 古賀孝士
食品開発センター所長 森下敏朗
県立産業技術専門校長 田村吉彦

県土整備部

県土整備部長 大田原宣治
県土整備部次長
(総括) 鈴木一郎
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当) 坂元政嗣
県土整備部次長
(都市計画・建築担当) 東憲之介
高速道対策局長 直原史明
部参事兼管理課長 福島幸徳
用地対策課長 林睦朗
部参事兼技術企画課長 高橋利典
工事検査課長 永野広
道路建設課長 大坪憲男
道路保全課長 馴松義昭
河川課長 大谷睦彦
ダム対策監 秋山克則
砂防課長 土屋喜弘
港湾課長 蓑方公
空港・ポート
セールス対策監 川野福一
都市計画課長 瀬戸長秀美
建築住宅課長 森山福一
営繕課長 上別府智
施設保全対策監 山下幸秀
高速道対策局次長 原拓実

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 沖米田 哲哉
議事課主査 長谷 恵美子

○岩下委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○安井労働委員会事務局長 おはようございます。労働委員会事務局でございます。

それでは、当事務局の平成26年度11月補正予算案について御説明をいたします。

予算の内容は、この説明資料の34号に、271ページから275ページに掲載してありますけれども、説明のほうは、お手元の2枚つづりの常任委員会資料でさせていただきます。

資料の1ページをお開きください。よろしいでしょうか。1ページ目が、当事務局全体の補正予算案を示したものになっております。2ページ目は、そのうちの人件費を示す様式というふうになっておりますが、今回お願いしており

ますのは、議案第34号に係る人件費のみでございますので、1ページも2ページも内容的に同じものになっております。

この議案第34号ですけれども、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正であります。この給与改定に伴い必要となります人件費の所要額を計上させていただいております。

主な補正の内容ですけれども、給料等の月例給が0.24%の引き上げ、それから、特別給である勤勉手当が0.15月の引き上げとなっております。

この結果でございますけれども、1ページの一番下の欄を見ていただきますと、労働委員会事務局におきましては、73万6,000円の補正額となりまして、補正後の額は1億1,526万円となります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○岩下委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 その他何かありませんか。

○中野委員 73万6,000円、何人に対して、1人どれぐらい上がった。

○安井労働委員会事務局長 事務局9名分でございますので、平均すると、そういう金額になります。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○茂商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。

さて、本日は、お配りしております常任委員会資料の目次にありますとおり、平成26年11月定例県議会提出議案、平成26年11月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要であります。

議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設、いわゆる、えびの高原スケート場であります。施設の改修に伴いまして、アイスホッケーなど競技団体等の専用使用が見込まれますことから、関係使用料の新設を行うものであります。

次に、議案第4号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、同じく、えびの高原スケート場の専用使用に係る利用料金につきまして、指定管理者に収受させることができる上限額を新設するものであります。

次に、議案第34号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正をお願いするものであります。

商工観光労働部の一般関係歳出につきまして

は、表の一番下の左側から、補正前の額442億7,620万円に補正額1,661万3,000円を増額し、補正後の額が442億9,281万3,000円となります。

議案の概要は以上でございます。

表紙に戻っていただきまして、提出報告書及びその他報告事項につきましては、目次のとおりでございます。

詳細につきましては、担当課長からそれぞれ御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○孫田観光推進課長 観光推進課でございます。

観光推進課では、議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第4号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の2件について御説明いたします。

まず、議案第2号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。議案書では11ページに記載しておりますが、概要につきまして、常任委員会資料で説明させていただきます。委員会資料の2ページをごらんください。

まず、1の今回改正する使用料の名称であります。えびの高原スポーツレクリエーション施設使用料であります。

次に、2の改正の理由であります。今年度のスケート場の改修により、アイスホッケー競技の利用が可能となり、今後、競技団体からの専用による使用が見込まれますことから、専用使用に係る使用料の額を新たに定めるものであります。

3の改正の内容であります。(1)新たに定める専用使用の使用料の額につきましては、まず、インラインスケート場が、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校児童の団体については4,345

円、その他の団体が5,430円、アイススケート場については、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校児童の団体が8,690円、その他の団体が1万865円としております。

また、(2)ですが、条例適用に当たっての用語の定義を明確にするため、備考欄に説明を追加しております。

最後に、4、施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第4号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

議案書では17ページに記載しておりますが、こちらも常任委員会資料で概要を説明させていただきます。委員会資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の公の施設の名称であります。県営えびの高原スポーツレクリエーション施設であります。

次に、2の改正の理由であります。先ほどと同じく、専用使用が見込まれますことから、専用使用に係る利用料金の基準額を新たに定めるものであります。

3の改正の内容につきましても、先ほど御説明いたしました内容と同じく、表に記載しております金額を上限とした金額を新設し、備考欄に用語の説明を追加しております。

最後に、施行期日は、公布の日としております。

説明は以上であります。

○田中商工政策課長 委員会資料の4ページをごらんください。議案第34号について、私から一括して御説明いたします。

議案第34号は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正であります。

主な補正の内容としましては、給料等の月例給の平均0.24%引き上げ、特別給である勤勉手当の0.15月引き上げであり、この結果、商工観光労働部の補正額は1,661万3,000円となります。

説明は以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○中野委員 スケート場の、アイスホッケーとか競技団体はどういうところが見込まれる。

○孫田観光推進課長 宮崎県内及び鹿児島県にあるアイスホッケーやスピードスケート競技団体の使用を想定しております。宮崎県ですと、宮崎県アイスホッケー連盟、鹿児島県にはアイススケート連盟、アイスホッケー連盟といったものがございまして、そちらのほうが御利用になるかと思っております。既に、鹿児島県のアイスホッケー連盟のほうからは、ぜひ使いたいというお話が来ております。

○中野委員 今まで宮崎のスケート協会なんて、練習はどこでしよったんですか。市内、宮崎には練習するところはあそこしかないよね。

○孫田観光推進課長 県内、以前は宮交シティのところからスケート場がございましたけれども、あれがもうなくなりましたので、今県内でやれるところといえば、えびの高原だけになるかと思っております。オフシーズンはローラースケートなり何なり、いろんなやり方で練習をされていると思っております。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○宮原委員 やはり同じところで。これは専用ですから、結果的には、人数は何人でもいいということですか。

○孫田観光推進課長 時間で全体をお貸しするという形になりますので、特に何人という定め

はございません。

○宮原委員 あと一点は、専用されている場合は、別の人は全然使えないということですよ。

○孫田観光推進課長 専用使用ということですので、これは通常の営業時間とは違う時間で、早朝なり、夕方といったものを御利用いただくということと考えております。

○宮原委員 なるほど。わかりました。

○外山委員 基礎的なことをちょっとお聞きしますが、インラインスケート場それからアイススケート場、これはどこが違うんですか。

○孫田観光推進課長 インラインスケートといえますのは氷の上ではなくて、かたい舗装面の上を滑る。昔はローラースケートで車輪がついておりましたけど、あれが縦一直線に並んだような形のスケート場を夏季の間、アイススケートでない時期はインラインスケート場として御利用いただくというような形で考えております。

○外山委員 この使用料の金額、4,345円と5,430円、それからアイススケートが8,690円、その他の団体が1万865円、これの根拠。例えば4,345円って何からこういう金額が出てきておるんですか。

○孫田観光推進課長 こちらは1時間当たりの経費ということで、電気料、水銀灯の使用料、冷凍機といったものの、それぞれの電気の単価と時間を掛け合わせたもの、あるいはLPガスで動いております整氷車を動かす場合の必要なものといった、あるいは、通常時間帯以外に作業が生じますので、その分の人件費といったものを積算して計算を出しております。

○外山委員 ちなみに個人の使用料、アイススケート場の場合は幾らになってるんですか。

○孫田観光推進課長 通常のアイススケートをされる場合には、1,020円という料金設定になっ

ております。

○外山委員 わかりました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、執行部の説明が終了いたしました。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○佐野産業振興課長 それでは、産業振興課から議会提出報告書関係分について御説明いたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについてでございます。

この事案は、県有車両による交通事故の損害賠償であります。具体的には、ことし8月6日に県庁外来第2駐車場におきまして、職員が公用車を駐車しようとした際に、隣のスペースに駐車してありました無人の車両に接触し、損傷を与えた事案で、この物件損害について和解契約を締結したものであります。

損害賠償額は25万959円、専決年月日は、平成26年10月16日でありまして、全額が損害賠償保険から支払われております。

交通事故の防止につきましては、日ごろから職員に対し注意を喚起しているところでありますが、今後とも、その徹底を図ってまいりたいと考えております。

産業振興課からは以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 この福岡の車両はどこの。事務所の車。

○佐野産業振興課長 相手方のお住まいが福岡でして、事故を起こした車は公用車ということですよ。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○田中商工政策課長 常任委員会資料の7ページをお開きください。

県内経済の概況について御説明いたします。

まず、1の総論であります。下のほうの表の一番右、これは国の月例経済報告でありますけれども、消費の足踏みや生産活動の減少等によりまして、このところ基調判断を引き下げているところであります。

なお、昨日、今月分が発表されましたが、基調判断は据え置きで、10月と同じく緩やかな回復基調となっております。

一方、本県におきましては、ほぼ横ばいでありまして、全体としては持ち直しの動きが継続しておりますが、円安による原材料費の高騰等もあり、その影響を注視していく必要があると考えております。

8ページをごらんください。

(1)の県内大型小売店の販売額ですが、消費税引き上げ後、駆け込み需要の反動が続いておりましたが、8月及び9月は前年同期比でプラスとなっております。

しかし、まだデータは出ておりませんが、10月は週末に台風が2週連続で襲来しておりまして、その影響がどうだったのか、懸念されるところでございます。

(2)の乗用車販売台数ですが、昨年後半から本年3月までは前年同期を上回っておりますが、7月以降はマイナスで推移をしております。

9ページをお開きください。

観光ですが、宮崎市内の主要ホテル・旅館宿

泊客数は、本年4月以降、交通費等の値上がりや台風の影響等でおおむねマイナスとなっておりましたけれども、9月及び10月は、学会などのコンベンション等の開催の影響もあり、2カ月連続でプラスと改善の動きも見られるところでもあります。

(4)の製造業の生産では、全体の鉱工業生産指数、ちょうど100あたりを推移しております四角の点で結ばれたグラフですけれども、横ばいの動きとなっているところでございます。

10ページをごらんください。

(5)の雇用情勢ですが、アの有効求人倍率は、9月は0.93倍で前月を下回ったものの、医療・福祉を中心に新規求人が高い水準でありまして、持ち直しの動きが続いております。

また、イは、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するために、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものであります。

表の上の欄、求人数については、7～9月期の実績並びに10～12月期の予想ともに増加というところが最も多くなっております。

一方、下の欄、求職者数は、7～9月期の実績並びに10～12月期の予想とも減少というところが多くなっております。

各事業所からは、介護福祉業での人材不足が深刻化している、事務職希望者は多いがスキル面が不足している、人材不足感が高まっているため、採用条件緩和が進み、中途の採用機会はふえていくのではないかとの声が聞かれたところでございます。

以上、県内経済の概況について御説明しましたが、現在、政府において経済対策等も検討されているところでありますので、その状況も注視してまいりたいと考えております。

○津曲企業立地課長 企業立地課でございます。引き続き、今年度の企業立地の状況につきまして御説明をいたします。

資料11ページでございます。

まず、1、今年度の立地状況でございます。本日現在の立地件数は26です。うち県外から本県に新たに進出いただいた企業は7件でございます。次の最終雇用予定者数であります。立地された会社規模を御説明するため、それぞれの企業さんに当初の雇用人数に加え、おおむね5年ぐらい先を目標にどのくらいの規模を目指すのかという今後の雇用計画をつくっていただいております。その最終人数を最終雇用予定者数として発表しておりますが、この26件の合計は1,008人となっております。

次に、2の業種ごとの内訳でございますが、製造業が18件、うち県外新規が4件、情報サービス産業8件のうち、県外新規は3件となっております。

なお、製造業18件のうち6件が、いわゆる、フードビジネス関連産業でございます。

3の表は、平成22年度から26年度まで最近5年間の立地件数、最終雇用予定者数の一覧でございますが、合計の欄をごらんいただきますと、153件、うち県外新規が39件、最終の雇用予定者数が6,193人となっております。

4に、次のページまでまたがっておりますが、今年度立地をされた企業の一覧であります。この表の見方でございますけど、左から、今年度の通し番号、企業名、業種、それから立地予定の市町村名、雇用予定者数であります。それから、主な事業内容を記載しております。

中ほど、雇用予定者数の欄、数字が2列ございますが、左側の数字が当初の雇用人数、右側の括弧内の数字が最終の雇用予定者数となって

おります。

また、左側の欄に通し番号を打ってあるところに、数字に丸印がついているものがございます。この丸数字は、県外からの新規立地を表示しており、都合7件ございますが、例えば、⑤番、丸栄工業、これは業種は製造業、進出先は宮崎市、当初は8名でスタートし、最終的には24人の雇用を計画をされております。事業内容は、自動車用部品の切削加工等を行われます。

今後とも、県民の皆様の働く場の確保のため積極的に取り組んでまいりますので、よろしくをお願いします。

企業立地課は以上でございます。

○孫田観光推進課長 それでは、宮崎県観光振興条例（仮称）の骨子等について御説明いたしたいと思っております。資料の13ページをごらんいただきたいと思っております。

4月の常任委員会で、観光振興条例制定の考え方等について御説明いたしたところでございますけれども、本日は条例の骨子等について説明させていただきまして、その後、後日、パブリックコメントを行いたいというふうに考えております。

まず、第1の基本的な考え方についてであります。ここでは、本県観光のポテンシャルや現状、観光を取り巻く環境の変化等について整理いたしますとともに、観光振興が地域経済の活性化や雇用の拡大、県民が地域に誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の形成につながるといったことを記述しております。

このようなことから、本県観光の振興を県政の重要な課題と位置づけまして、観光に携わるさまざまな機関が連携いたして、総合的かつ計画的に観光振興に取り組むために条例を制定することとしたものでございます。

次に、第2の条例の骨子案についてであります。まず、1の目的であります。観光振興の基本理念や県を初め関係機関の役割等を明確にするとともに、観光振興施策の基本事項を定めることにより、総合的かつ計画的に観光振興策を行い、活力ある地域づくりや本県経済の発展、県民生活の向上に寄与することを目的とするということにしております。

次に、2の定義でございますけれども、この条例で用いられる用語に関しまして、観光事業者及び観光関係団体という用語について定義づけしております。

3の基本理念であります。観光振興を行う上で、県民も含めた観光に携わる全ての方々に認識していただきたい基本理念といたしまして、まず、観光振興の取り組みが、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力ある地域社会を実現する上で重要であること。次に、観光産業が幅広い分野に関連し、本県経済の発展に大きな役割を担うこと。3つ目として、自然環境、景観の保全や歴史・文化遺産の保存を図ることが重要であること。最後に、観光振興は、地域における自主的・主体的な取り組みを尊重しつつも、観光に携わる全ての者が一体となって取り組むことが重要であること、4つを定めることとしております。

次に、4の県の責務についてであります。この条例における県の役割を「責務」という言葉で定めることとしておりまして、観光振興に関する施策を推進すること、及び、関係機関が相互に連携して観光振興に取り組めるよう、総合調整や支援を行う責務を有するということとしております。

次に、5の市町村の役割についてであります。地域の特性を生かした観光振興に関する施

策を講ずるよう努めますとともに、県が行う観光振興策と連携を図るよう努めることとしております。

次は、15ページをお開きいただきたいと思っております。

6の県民の役割についてであります。県民は、観光振興の意義を理解し、魅力ある観光地の形成に積極的に参画すること、及び旅行者を温かく迎えるよう努めることとしております。

次に、7の観光事業者の役割についてですが、旅行者に快適なサービスや環境を提供し、旅行者の満足度の向上や地域の活性化に努めること、及び、県や市町村の行う観光施策に協力するよう努めることとしております。

次に、8の観光関係団体の役割についてですが、観光情報の発信や旅行者の誘致、受け入れ体制の整備等に取り組むことなどとしております。

9の観光振興に関する基本方針であります。県は、ここに掲げる基本方針に基づき、観光振興施策を立案、実施することとしておりまして、

(1) 地域の神話、伝説、自然・景観、食などを生かした魅力ある観光地づくりを促進すること、(2) スポーツ施設等の充実に努め、スポーツイベントやキャンプ・合宿の誘致を促進すること、(3) 国際会議、展示会その他の行事の誘致を促進すること、(4) 自然や農林水産業を活用した体験型観光、その他の多様な観光旅行の開拓及び普及を促進すること、(5) 多様な媒体を活用した情報発信の充実に努め、国内外からの観光旅行者の来訪を促進すること、(6) おもてなしの心の醸成を図るとともに、旅行者への良質なサービスが提供されるよう、観光事業に従事する人材の育成及び資質向上を図ること、(7) 高齢者、障がい者等を初め、全ての人々

が安全、快適に観光を楽しめる環境づくりを促進すること、(8) 交通機能の充実、町並みの整備、自然環境・景観の保全、その他観光基盤の整備を促進すること、(9) 県または市町村を超えた広域的な観光誘客等の取り組みを促進することの、9項目を基本方針とすることとしております。

次に、10の観光振興計画の策定についてであります。知事は、観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興に関する計画を定めなければならないとして、これまで総合計画の分野別計画として策定してきておりました計画について、この条例で位置づけることとしております。また、あわせて、計画の策定手続についても定めることとしております。

次に、11の観光振興施策の実施状況の公表についてですが、観光振興計画に基づいて行った施策を毎年公表するものとしております。

次に、12の統計調査等についてですが、県は、観光振興施策を効果的に推進するため統計調査等を実施するものとしております。

次に、13の推進体制の整備についてであります。県は、観光振興施策を推進するための体制整備や財政上の措置を講ずるよう努めるものとしております。

続きまして、14の審議会の設置についてであります。観光審議会につきましては、現在、宮崎県観光審議会条例でその設置等について規定しておりますが、この条例に集約することとしておりまして、観光振興に係る重要事項を調査、審議するため、観光審議会を設置することとしております。

17ページをお開きいただきたいと思っております。

15から19までは、観光審議会の組織や任期な

ど、条例で定めておく必要のある事項を規定するものであります。

最後の20の委任であります。この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は知事が別に定めることとしております。

宮崎県観光振興条例の骨子等については以上であります。

次に、宮崎県観光振興計画（仮称）の骨子案について御説明をいたします。資料19ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の計画策定に当たって、計画策定の趣旨、計画の性格、計画期間を記載することとしておりまして、計画期間については、観光ニーズや経済情勢など観光を取り巻く環境の変化に機動的に対応する必要があること、また、総合計画のアクションプランとの整合性も考慮して、平成27年度から平成30年度までの4年間とすることとしております。

2の本県観光の現状と課題として、日本全体の観光を取り巻く環境の変化や本県観光の現状を分析し、課題を整理することとしております。

具体的に、(1)の観光を取り巻く環境の変化では、人口減少、少子高齢化の進展を念頭に、交流人口を拡大し、地域を活性化するための取り組みが求められていることや、訪日外国人の推移では、政府が2020年までに訪日外国人旅行者数を倍増させることを目標に、さまざまな施策に取り組んでいることに呼応し、本県におきましても、外国人誘客のための魅力ある観光地づくりの取り組みが必要であるといったことなどを記載することとしております。

同様に、観光ニーズ、旅行形態の変化、情報流通ルートの多様化等につきましても分析を行い、ニーズの変化に対応した観光プランの開発・提案や、快適なアクセス環境の整備等の課題

を整理することとしております。

(2)の本県観光の現状と課題では、本県の観光客の推移とその宿泊割合としまして、減少傾向にあった観光客数が、平成24年から回復傾向にあるものの、他県と比較した場合、宿泊客の割合が低くなっておりまして、いかに本県に宿泊、長期滞在してもらえるかを課題として整理することとしております。

同様に、スポーツキャンプ、合宿の年度実績の推移、本県の外国人宿泊客数及びコンベンション実績の推移等につきましても、その現状分析を行い、受け入れ体制の整備や誘客・誘致の促進等の課題を整理することとしております。

3の計画の目標と施策の基本的方向でございます。計画の目標といたしまして、目標とする姿や数値目標等を設定することとしておりまして、詳細な数値につきましては現在検討中ではありますが、複数の数値目標を記載することとしております。

次に、施策の基本的方向といたしまして、本県観光の現状と課題を踏まえ、世界に通用する魅力ある観光づくり、スポーツランドみやざきの推進、訪日外国人の誘客促進、みやざきMICEの確立、効果的な情報発信の5つを柱として展開していくこととしております。その5つの柱を展開するために必要な取り組みを、次のページの4の具体的施策展開に示しております。

まず、世界に通用する魅力ある観光づくりといたしまして、観光資源の掘り起こしと磨き上げ、人財、ネットワーク、推進体制づくり、快適な受入環境の創出の3本を柱として掲げ、また、そのために必要となる具体的な事業につきましても整理することとしております。

例えば、(1)の観光資源の掘り起こしと磨き上げについての具体的な事業といたしましては、

神話の活用、体験型・交流型メニューの強化・推進、ウォーキング・トレッキングなどレジャースポーツの振興などを考えております。

同様に、スポーツランドみやぎきの推進、訪日外国人の誘客促進、みやぎきMICEの確立、効果的な情報発信についても、それぞれの視点から必要となる事業を整理しているところであります。

次に、5の計画策定の経過についてですが、観光審議会及び観光関係団体等との意見交換会におきまして、さまざまな御意見、御提言をいただいたところであります。

6の今後のスケジュールでございますが、市町村や観光関係団体等との意見交換、観光審議会での審議を行い、計画素案を取りまとめた段階で常任委員会において御説明させていただき、その後、パブリックコメントを実施し、来年度の6月に県議会に計画案を提出させていただきたいと考えております。

観光推進課の説明は以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○中野委員 10ページの雇用、有効求人倍率の推移。平成21年に0.39、それからこれ平成18年かな、かなり上がっているけど。平成21年はリーマンショックか。ちょっとそこ辺の説明、要因。

○福嶋地域雇用対策室長 平成21年の0.39は、議員御指摘のとおり、リーマンショックの影響によるものでございます。平成20年9月にリーマンショックが発生しまして、平成21年度、これ年度計なんですけれども、この数字が大きく落ち込んだところでございます。

○中野委員 それと、この平成18年、かなり上がってるけど、これは何ですかね。

○福嶋地域雇用対策室長 この時期は景気が回復傾向に向かっていた時期でありまして、その出ばなをくじくような形でリーマンショックが起こったということでございます。

○中野委員 それともう一つ。この表、平成25年の1、2、3月までが24年度に入るんじゃないかな、違うかな。25年度の平均有効求人倍率は。

○福嶋地域雇用対策室長 25年計の数字についてはちょっと調べますので、お時間をいただきたいと思います。

○中野委員 手元になればいいけど、失業率は今どんげなんですか。こういう金融緩和とかの中で、失業率が気になるんだけど。

○福嶋地域雇用対策室長 10月31日に公表されました全国の失業率は3.6となっております。それと、平成25年の年度計ですけれども、全国が0.97倍で、本県は0.81倍となっております。

○岩下委員長 ほかに質疑ございませんか。

○中野委員 要望ですけど、よかったら、失業率、何か一覧表があったら後でもらえんかな。俺だけでいいかな。

○岩下委員長 ほかに質疑ございませんか。

○宮原委員 11ページと12ページのところで、企業立地の状況ということで説明はいただいたんですけど、こう見ると、雇用の人数の多いところがコールセンターになってるんですけど、余り給与が高い仕事ではないと聞いてるんです。大体、最初勤め出したときの給与というのは、平均的なもので月額どのぐらいなんですか。

○津曲企業立地課長 手元に数字がないんですが、大体、今、677円というのが最低賃金でございます。これをわずかに上回るもので大体募集

がかかっている。1,000円前後というのが一番多いみたいです。それから、正社員雇用をやってらっしゃるところもあり、求人票には20万円ぐらいの給与がよく出てます。

○宮原委員 これは、男女でいったときには、どっちかという女性の仕事かなという気もするんですけど、そのあたりはどうなんでしょう。

○津曲企業立地課長 通信販売の受け付けとかをやられるのは、女性の職場が結構多いのですが、例えば、宮崎市内のデルというコンピュータ会社は、ほとんど半々ぐらいでございます。パソコンの扱い方を電話で教えるようなところは、男性職員も結構な数いらっしゃいます。

○宮原委員 次に、この最終雇用予定では、一番大きいところで見ると、ある企業は300人ということになりますよね。毎年コールセンターというのが大きな数字で上がってくるようにも記憶してるんですけど、大体どこも人数は確保できるから次にまた出てくるというふうに判断していいのか。

○津曲企業立地課長 まさにそのとおりでございます。今、宮崎市内に30余りコールセンター的なものがございまして、大体充足されてるとお聞きしてます。一番多いところはデル、それからトランスコスモスは1,000人近くいらっしゃいます。

○宮原委員 その1,000人という方々は、入れかわり、やめて入ってくるとかというんじゃなくて、割と定着してるというふうに見たほうがいいんでしょうか。

○津曲企業立地課長 私たちもずっと追跡はしてないんですが、トランスコスモスは、青島のパームビーチホテルの宴会場に出てこられたのが最初で、今12年目ぐらいでございますけど、去年、11年勤続で表彰された方が二百何名いらっ

しゃいました。ですから、あんまり流動化されてないんじゃないかなと。ただ、進出してこられる会社の中には、どこからか引き抜くぞということで出てこられるところも当然あるかと思ってます。

○宮原委員 ありがとうございます。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○外山委員 この観光振興計画について、ちょっと私の意見を言いたいんですが。知事がこの前、政策集をつくりましたね。それをもとにして、今度、知事選挙のマニフェストに主要な分が入っていくと思うんですよ。あの中で、知事が、西都原古墳群の世界遺産登録を目指して取り組むということを確認に言ってますね。これは全庁的な話だから、私は総合政策部のほうに話しをしていて、組み立ては考えてもらっておると思うんですが、総合政策としては具体的な形ではなかなか表現できないから、27年度からスタートするこの観光振興計画の中に、知事がかわれば別だけど、今の知事が続けば、明確に言うので、西都原の世界遺産登録に向かったの取り組みとか、何かそういう意向がここに入る必要があるような気がするんですが、どうでしょうか、部長。

○孫田観光推進課長 観光の立場といたしましては、世界遺産登録は、いわゆる直接観光ではありませんので、その世界遺産登録をされたものを有効に生かして、貴重な資源として活用していくというようなスタンスになろうかと思えます。ですから、観光側として、世界遺産登録を目指すというような書き方はなかなかしにくいのかなという感じはいたしますけれども。いずれにしろ、西都原というのは本県におきましても非常に大事な観光資源で、いわゆる観光資源のさらなる掘り起こしと磨き上げという項目

の中で重要な資産であるというふうに思っておりますので、そういうものにどういう形で——触れるのか触れないのか、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○外山委員 この前、委員会で、世界遺産登録の話で文化庁に行ったんですよ。その中で、西都原だけじゃなくて宮崎市の生目古墳群、それから新富を中心とした児湯郡、そういうものを包含したほうが——専門家の意見はそういう形です——いろんな話が、今担当のほうで進められておるわけですけども。文化庁の話聞いても、やっぱり対外的に、地元というか西都市、宮崎市、県の盛り上がりというのが、歴史的な背景は別として、地元の県民、市民の盛り上がりのウエートが非常に大きいという話は聞いておるんですね。ですから、県としても明確にそういうものを——総合政策部のほうで何かそういうのを打ち出すようなものがあれば別だけど、ここしかないような気がするもんだから。

観光というのはでき上がったものをやるということはあるかもわからんけれども、この観光振興条例というのはそれに向かって進んでいくというところからあってもいいから。これをうたって対外的にアピールしていく場合は、観光振興条例しかないような気がするんですよ。ほかにあればいいですよ。そういうことも一度、商工だけじゃなくて教育委員会も関係するし、総合政策部、そこら辺を含めてちょっと検討してもらって、どっかでそういう表現を検討してもらいたいと思っております。

○金子観光物産・東アジア戦略局長 委員御指摘の知事の政策提案とこの計画とのすり合わせにつきましては、現状においては、知事の政策提案の部分は、まだこの中では盛り込んでおり

ません。またこの状況が進んだ段階で、来年以降になりますけれども、この計画の中身のすり合わせというような流れになっていくんじゃないかなと思っております。具体的には、議会のほうに御審議していただきますのは来年明けて6月の議会ということになりますので、そのような形で反映されていくものというふうに思っております。

○外山委員 だから、知事選挙はもう来月です。そこで知事が公約を出しますね。その中に明確に出てくると思うんですよ、今の知事のいろんな政策集なんかを見たら。だから、今から準備して行って、6月の議会にはそういうのがどっかに出てくる必要があると思う。知事がかわれば別ですよ、今の知事でいけばね。そういうことで御検討をお願いします。

○茂商工観光労働部長 外山委員のお気持ちは非常によくわかります。それで、ここの観光資源の扱いです。観光振興計画の中で、いろんな観光資源がありますんで、高千穂峡初め、いろいろ青島とか日南海岸とかありますので、その辺の扱いをどうするかということは、やはりこれから検討していく必要があると思っております。それについては先ほど担当課長が申し上げたとおりですけど。

それとあわせて、県全体で今のアクションプランを策定してます。これについては来年の6月議会で提案させていただくことになるんだろうと思っておりますけど、そのあたりでの扱い等もあろうかと思うんですね。そのあたりについては私からも総合政策部にまたいろいろ話をしてみても、うまく整合がとれる形で検討を進めていきたいと思っております。

○外山委員 わかりました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。よろし

いでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 その他で何かありませんか。

○中野委員 今テレビを見とると、国が、外国人誘客1,300万人。中国人がばんばん来て、本当、あれだけ来れば、金を落とすしてくれれば、お客さんは神様かなと思うんやけど。そんな感じで見てると、福岡、九州まではトータル的に何かふえてるのかな。宮崎にそこまで持ってくるのは容易なことじゃないなと思うけど。本当、都会はいいなと思って。宮崎にアウトレットがあればいいけど。この間、質流れ品か何か販売があったら、中国人が5つぐらい何十万とか買ったけど。

今、外国人客はどんな状況ですか。宮崎県はどうやって引っ張ってくるとかな。

○孫田観光推進課長 今後の国内の観光市場が、人口減少によってなかなか難しい状態になっていくだろうという見込みの中で、訪日外国人客をいかに呼び込んでくるかというのは、本県の観光にとって非常に重要な要素になるというふうに考えております。そうした中で、現状といたしましては、宮崎県への訪日外国人は、10年ほど前までは5万人程度でしたが、平成24年では12万8,000人で順調に伸びてきている状況でございます。

また、ことしは3月にチャイナエアラインの台北便が1便ふえ、鹿児島空港との間で毎日お互いに飛ぶというような形になりました。また、今年度中には香港の定期便も就航予定ということで準備を進めておまして、こういった方々に一生懸命PRいたしまして、宮崎県にたくさん来ていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○中野委員 その気持ちはわかるんですけど、

現実問題として、この間テレビ等を見てると、福岡なんかはかなり来ているような。例えば鹿児島だと新幹線があったりして。どうやるかは別として、そういうデータは先にとるべきやと思うとやけど。宮崎県だけの比較じゃなくて、大分とか。それから高速道も通りだしたし、今まで大分、宮崎の誘客は全然なかった。実際のデータがどうなってるかというのを。わからなきゃ次でもいいですよ。

○金子観光物産・東アジア戦略局長 手元に資料がございまして、これはことしの1月から6月まで半年間のデータですが、やはり外国人につきましては九州全体で116.6%の伸びということになってます。委員御指摘のとおり、その中でも福岡県、それから長崎県、それから鹿児島県、ここらあたりがやはり130以上伸びておまして、おっしゃるとおりだと思っておりますが、本県も102.8%と、100は越えております。やはり全体的に訪日外国人の流れというのは九州にも来てるなというふうに思っているところでありますが、おっしゃるように地域間のばらつきがあるのも現実であります。大分もちょっと数字的に厳しいようでもありますので、より多く東側に何としても持ってくるように誘客に努めてまいりたいと思います。

○中野委員 いろいろ状況があるけど、頑張てね。

それと、いいですか。私、今、この景気浮揚でかなり関心を持っていろいろ見てるんだけど。宮崎県の製造事業所、統計課でもらったやつだけど、この前も議会の質問で言ったかな、製造事業所が2,500から1,000件減って1,500件になると。それで、逆に製造出荷額はそんな落ちてる状況じゃない。今、求人は上がってるけど、やっぱり製造業というのは、いろんな労働場所、

収入、税収。そこら辺は、どんなふうに商工としては考えているのか。なければ次でいいけど。ちょっと細かいとこまでは俺も調べとらんけど、一番ピークのときから10年ぐらいで見ると、1,000件減つとるって。事業所というのが何人規模とか、その分析を一回。何か対策というか、フードビジネスでは起業家がふえる可能性もあるけど、製造業の減った数を見ると、そんなのでは間に合わんような減り方をしている。次でいいです。

○佐野産業振興課長 事業所数ということで従業者4人以上の総数でいきますと、平成20年からいきますと1,775、21年が1,612、それから22年が1,556、そして23年が1,605、24年が1,547ということで、若干ジグザグな感じはしますが、ちょっと減少傾向にはあるのかなというふうに考えております。

○中野委員 それはもうわかってる。だから、統計課の主要データグラフを見ると、ピークと最近のデータを見ると、1,000件減ってるわけよ。東京に事務所のある製造事業所も入ってるかもわからんし、そこ辺ちょっとしっかり分析してもらいたいな。

○岩下委員長 要望でございます。

○中野委員 もう一つ。工業技術センター所長が見えてますけど、SPG、今あれはどんげなってる。昔、鳴り物入りで、何億円って金を使ったのが、全然何も出てこんのやけど。

○古賀工業技術センター所長 SPGというのは、全国の公設試験場の中でも有名といいますか、よくこんなものを発明したなということで高く評価されているわけでございます。御存じのとおり、例えば、ナノの製造技術で金属ボールをつくったということで、はんだボールを作成する千住技研という企業の誘致につながって

ると。そのほかにも最近では、化粧品とかその他の工業製品ということで、いろんな会社と、共同研究を県外を含めてやらせていただいています。

また、医療関係につきましても、全国的に広めるということとはなかなか難しいですけども、地道にまだ都城のほうでやってるということで、まだまだ磨き上げをやってる段階でございます。それがまた千住技研みたいな格好で、企業立地にも具体的につながっていくものも出てくるのではなかろうかなと期待しています。

○中野委員 まだ成果品というのは出らんのかね。

○古賀工業技術センター所長 物がなかなか小さいものですから、これこれというのはなかなか難しいんですけども、例えば、スマホなんかをつくる場合には必ず、小さいはんだボールが必要になってきますし、液晶画面の場合にはスペーサーとって、スペースを確保するためのボールなんかが使われているということで、目立たないところで成果は出てるということで御理解いただければと思います。

○中野委員 ぜひ一回、次に何か整理して教えてください。

○古賀工業技術センター所長 承知しました。

○田中商工政策課長 先ほど御質問のありました事業所数とかの推移でございます。工業統計の数字でありますけれども、平成以降で見ますと、平成3年が2,590件。この間速報が出ました直近の平成25年の数字では1,528件ということで、およそ1,000件減っているところでございます。

ただ、一方で、製造品出荷額、こちらは平成3年当時は1兆3,600億でしたけれども、直近の数字で、25年度では1兆4,400億円余ということ

で、事業所数は減っておりますけれども、製造額自体はふえているということもございます。

今後、商工としましては、県外からお金を稼いでいくというのが非常に重要でありますので、ある程度中核的な企業を今後ふやして行って、県外からお金をとって県内で回していくというような取り組みもしていく必要があるかなと思っております。

○外山委員 さっき、中野議員もちょっと言っておられたんですが、外国からの観光客。この前、マカオのほうに行って見てきたら、外国からの観光客、中国からのお客さんが物すごいですよ、えらい数。

今度、香港便が正式に3月になったのかな。マカオから香港にはぱっとそのまま来れますよね。だから、香港便が飛び出すと、中国のお客さんが宮崎に来てもらえる可能性が相当あると思うんですね。見えたときに、外国人が泊まれる、対応できるホテル、そこ辺の受け入れ体制。今、稼働率はどうなんですか、シティホテル、ビジネスホテルを含めて、宮崎県のホテル状況。

○孫田観光推進課長 稼働率の現状の正確なデータというのは今ちょっと手元にございませぬけれども、ホテルによって大分差はあるということで。ただ、一般のビジネスホテル系はかなり高い稼働率を維持していると聞いております。

○外山委員 ホテルの受け入れ体制として、言葉がある程度できる人がカウンター等にいないと難しいですよ。そこ辺の体制は今どうなんですか。

○孫田観光推進課長 海外からの団体客等の受け入れにつきましては、宮崎観光ホテルさんとシーガイアさんが主な受け入れ先になっておりますけど、こちらはどちらも、中国の方を職員として雇用しております、その他の職員研修

についてもやられていると伺っております。

○外山委員 さっきちょっと言ったように、香港便が飛び始めたら、中国から相当見えると思う。それから、今、台湾も大分来てますよね。そうすると、やっぱり宿泊の受け入れ体制がきちっとないと対応できない。ですから、業界の人にそういう啓蒙というか、そういうことを県がリーダーシップをとって今からやっていく必要があると思うんですよ。どうでしょう。

○孫田観光推進課長 常々、ホテル側とはこの外国人の受け入れ体制については十分やっていただきたいということをお願いをしているところです。特に、今回、委員がおっしゃるように、香港便で、簡単にいえば、年間1万人ぐらい中国の方がふえるはずだと見ておりますので、そういった対応は十分とっていただけるようにホテル側と協力しながらやっていきたいと考えております。

○岩下委員長 ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、請願の審査に移ります。

まず、請願について執行部からの説明はございませぬか。

○孫田観光推進課長 「カジノ合法化に反対し宮崎県に誘致しない決議を求める請願」というのが出ておりますが、これに関しまして執行部からの説明は特にございませぬ。

○岩下委員長 わかりました。

それでは、委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時10分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

本日委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大田原県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導・御協力をいただいております、感謝申し上げます。

議案等の説明に入ります前に、まず、お礼を申し上げます。

今月の6日、東京都で開催されました南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会におきまして、渡辺副委員長を初め県議会より御出席いただきました。この場をおかりして、お礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

申しわけありませんが、座って御説明させていただきます。

県議会に提出しております資料、平成26年11月定例県議会提出議案、及び、平成26年11月定例県議会提出報告書のうち、県土整備部関係箇所につきまして、お手元の商工建設常任委員会資料にまとめております。

資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。御審議いただきます議案、報告事項のほか、その他の報告事項につきまして記載しております。

まず、議案といたしましては、一般会計補正予算及び公の施設の指定管理者の指定について、

その他3件でございます。

続きまして、報告事項といたしましては、損害賠償額を定めたことについて、及び県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停についてでございます。

最後に、その他の報告事項でございますが、地域維持型契約に係る入札の実施につきまして、御報告させていただきます。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○福嶋管理課長 管理課でございます。

まず最初に、県土整備部の11月補正議案の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にして取りまとめた県土整備部の予算総括表であります。

表の中央の太線枠内をごらんください。左側のC列、議案第1号が、議会開会日に提出した分でありまして、補正額は一番下の段に記載のとおり、9,781万8,000円の増額であります。

右側のD列、議案第34号は、11月18日に追加提出した分で、補正額は5,895万8,000円の増額となっております。

この結果、県土整備部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の額は、その右隣に記載のとおり、750億5,037万1,000円となり、前年度同期の99%になります。

次に、補正額のうち、公共事業費について御説明をいたします。2ページをお開きください。補助公共・交付金事業の一覧表です。

表の中央、太線枠で囲んでおります、C列の上から2段目に記載のとおり、今回の補正は河

川事業のみで、補正額は8,581万8,000円であり
ます。

次に、右の3ページをごらんください。課別
の状況を一覧にしたものであります。

同じく、表中央の太線枠内をごらんください。
左側のC列、議案第1号は、全額が河川課所管
事業の補正でありますので、内容等につきまし
ては、後ほど河川課長から御説明をいたします。

右側のD列、議案第34号につきましては、関
係各課にまたがっておりますが、人件費の補正
でありますので、私のほうから一括して説明を
いたします。

人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に
伴うものでありまして、議会及び県民の皆様
に給与改定に伴い必要となる人件費の総額を明
らかにするため、その所要額を計上いたしてお
ります。

主な補正の内容は、給料等の月例給が0.24%
の引き上げ、特別給である勤勉手当が0.15%
の引き上げとなります。

それでは、人件費の予算措置状況について御
説明をいたします。

資料の4ページをお開きください。一番下の
段の県土整備部計をごらんください。補正前
の人件費の総額は56億2,918万4,000円で、
今回の補正額5,895万8,000円を含んだ補正
後の額は、一番右の欄に記載のとおり、56
億8,814万2,000円となります。

次に、繰越明許費についてであります。右
の5ページをごらんください。一般会計繰越
明許費補正の集計表であります。太線で枠
囲みしています11月議会申請分の欄が今回
お願いしています繰越明許費であります。追
加と変更増額の合計で69億4,075万3,000
円をお願いしております。

この結果、9月議会承認分と合わせました
一般会計の繰越明許費は、一番下に記載して
おりますように20事業、135億4,393万3,000
円となります。

それでは、今回申請分の内訳について御説
明いたします。

6ページをお開きください。追加でお願い
している11事業であります。また、右の7ペ
ージには、変更で増額いたします8事業につ
いて記載をしております。いずれの事業も関
係機関との調整や用地交渉、工法の検討に
日時を要したことなどにより、発注の時期が
おくれ、年度内の完成が困難となりましたこ
とから繰り越しをお願いするものであります。

次に、債務負担行為の追加についてであり
ます。8ページをお開きください。

今回お願いしておりますのは、管理課の宮崎
県建設技術センター管理運営委託費など、公
の施設の指定管理料に関するもので、一番下
の段に記載のとおり、債務負担行為の総額は
5件で16億9,265万3,000円となっており
ます。いずれも、複数年契約に必要な後年度
の予算について、債務負担行為の設定をお願
いするものであります。

補正議案の概要につきましては以上であり
ます。

次に、委員会資料の9ページをごらんくだ
さい。

議案第22号「公の施設の指定管理者の指
定について」であります。

この議案は、現在、宮崎市清武町に設置
しております宮崎県建設技術センターにつ
きまして、公の施設に関する条例第10条
の2第3項の規定により、指定管理者を
指定することについて、地方自治法第244
条の2第6項の規定により、県議会の議決
を求めるものであります。

まず、1の指定管理候補者は、学校法人宮崎総合学院で、代表者は、理事長、川越宏樹であり、今年度までの第1期と同じ相手方となります。

2の指定期間でございますが、第1期と同じく5年間としております。

次に、3の指定管理候補者の選定でございますが、(1)にありますとおり、本年7月2日から2カ月間募集を行いましたところ、1団体から応募がありました。

(2)の指定管理候補者の選定につきましては、①にありますとおり、1次審査及び②に記載しております選定委員会による2次審査を実施し、候補者を選定したところであります。

続きまして、次の10ページをお開きください。③の選定基準などがございますが、全庁的な基準をもとに、施設の特性を考慮して人材育成などの項目を設定しております。

次に、11ページをごらんください。

(3)の審査結果でございますが、①にありますとおり、審査員5人の総得点は500点満点で406.4点、100点満点に換算いたしますと、平均は81.3点で宮崎総合学院が選定されました。

選定理由といたしましては、選定委員会において総合的に高い得点を得たこと、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、また、産業開発青年隊教育において、例えばインフラの長寿命化等、ニーズに対応したカリキュラム編成による建設技術者育成の強化や、積極的な隊員募集に係る取り組みの提案がなされたことなどであります。

最後に、4の指定管理料等でございます。まず、(1)指定管理者に支払う指定管理料でございますが、年額で9,620万円、指定期間の5年間

の総額で4億8,100万円となっております。

また、(2)にありますように、記載のとおり取り組みにより、県民サービスの向上に努めるとしているところであります。

説明は以上でございます。

○大坪道路建設課長 道路建設課でございます。

議案第9号で上程しております「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。一般国道219号社会資本整備総合交付金事業(十五番工区)十五番トンネル工事の請負契約の変更についてであります。

一般国道219号は、県央の中山間部を横断する幹線道路であり、異常気象等の災害による集落の孤立化防止や隘路区間の解消等、安全で円滑な交通の確保を目的に、平成21年度から十五番工区の整備を行っているところであります。

下のほうに位置図を載せておりますが、十五番工区は、西都市大字尾八重において現道拡幅及びトンネルによるバイパスとして整備中でございます。

1に十五番工区の事業概要を、2に十五番トンネルの概要を記載しております。

3の工事請負契約の概要をごらんください。現在の契約金額が11億8,965万円、変更契約金額は12億3,221万4,000円で、4,256万4,000円の増額を予定しております。

契約の相手方は、旭・吉原・伊達特定建設工事共同企業体であります。

4の変更理由をごらんください。今回の主な変更につきましては、公共工事設計労務単価の著しい上昇などに伴う請負金額の変更であります。

13ページをごらんください。十五番工区の平面図と断面図を記載しております。

次に、14ページをお開きください。変更概要についてありますが、4,256万4,000円の増額の内訳としましては、労務単価等の上昇による変更が約3,400万円と増額のほとんどを占めております。

労務単価の上昇については、最近の技能労働者の不足などに伴います、賃金水準の上昇を適切・迅速に反映するため、労務単価が平成25年4月と平成26年2月に大幅に引き上げられたところであります。

賃金または物価の変動により、請負代金額が著しく不相当となった場合には、工事請負契約約款第25条、いわゆるスライド条項に基づき、請負代金額の変更ができることとなっております。

今回の十五番トンネル工事については、平成25年3月に契約し、平成26年12月までの工事となっておりますことから、平成25年4月と平成26年2月の単価上昇などにより、約3,400万円増額となるものであります。

次に、工事内容の変更についてありますが、約850万円の増額となっております。

主な理由としましては、1点目がトンネル掘削に関する変更で約1,450万円の減額となっております。これは、当初想定していたよりも良質な地質区間が存在したことから、当該区間の掘削時の支えなどが軽減されたことによるものであります。

もう一点が、残土処理の変更で約2,300万円の増額となっております。これは、当初予定していた処理場への搬出が困難となり、他の処理場へ搬出する必要が生じ、運搬距離が長くなったことによるものであります。

工事内容の変更につきましては、合わせて約850万円の増額となっております。

なお、下のほうには10月末時点の坑口位置の写真を掲載しております。

道路建設課は以上であります。

○大谷河川課長 河川課でございます。

当課の補正予算について御説明をいたします。

資料は、平成26年度11月補正歳出予算説明資料の45ページをごらんください。

当課の補正予算額は9,781万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は右から3列目でございますが、182億9,109万円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明をいたします。47ページをお開きください。今回の補正は2件でございます。

まず、上から5段目、(事項)公共災害関連河川事業費8,581万8,000円の増額補正であります。これは、6月の梅雨前線豪雨で被災をしました川南町の平田川におきまして、国庫補助事業の採択を受け、川幅を拡大するなど、再度、災害を防止するための改良復旧工事を行うものであります。

次に、その下、(事項)海岸保全事業費1,200万円の増額補正であります。さきの台風等により日南市の梅ヶ浜海岸などで漂着をしました大量の流木などを除去するものでございます。

なお、財源につきましては、国からの全額補助であります海岸漂着物地域対策推進事業基金を活用することとしております。

河川課は以上でございます。

○葦方港湾課長 港湾課でございます。

資料は、先ほどの委員会資料のほうにお戻りいただきまして、委員会資料の15ページをごらんください。

議案第10号の「財産の処分について」御説明いたします。

これは、財産に関する条例第2条の規定によりまして、予定価格7,000万円以上で、かつ2万平方メートル以上の土地の処分につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

1の処分の目的としましては、県有財産である細島港白浜地区工業用地を集成材工場用地に供するものとして処分するものであります。

2の所在地は、日向市竹島町1番105で、下の位置図にあります処分用地として赤色で塗りつぶしている箇所でございます。

3の面積は3万4,212.09平方メートル、4の処分価格は2億2,920万円、5の売渡先は、広島県呉市に本社があります中国木材株式会社代表取締役、堀川保幸でございます。

港湾課の説明は以上であります。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課でございます。

委員会資料の16ページをお開きください。

議案第8号「都市公園条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。宮崎県総合運動公園の軟式野球場等の有料公園施設につきましては、教育委員会の所管であり、教育委員会のほうで指定管理者の指定をし運営を行っておりますが、これまで指定管理者が徴収した使用料は、県の収入としていたところでした。

しかし、今後は、指定管理者の収入とすることができる利用料金制を採用することにより、指定管理者にインセンティブを与え、利用者へのサービス向上につながるよう所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。

(1)の利用料金制の採用につきましては、知事が適当と認める場合には、有料公園施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受

させることができるとするものであります。

(2)の利用料金の額につきましては、使用料の額を上限として、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けた上で定めるものとしております。

参考としまして、現在の各施設の使用料の上限例を下に示しておりますが、この範囲内で利用料金を下げることが可能となるため、利用者へのサービス向上につながるものと考えております。

3の施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、17ページをごらんください。

議案第23号から25号の「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

公の施設に関する条例第10条の2第3項及び都市公園条例第15条の3第3項により、都市公園等の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第23号、県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園についてであります。

1の指定管理候補者は、第3期と同じ、一般財団法人みやざき公園協会であります。

2の指定期間につきましては、平成27年4月1日から3年間としております。

3の指定管理候補者の選定についてであります。

(1)の公募の状況につきましては、平成26年7月8日から募集を行い、2団体から応募があったところです。

(2)指定管理候補者の選定についてですが、①の選定方法につきましては、1次審査で申請書類に基づく資格審査を実施し、次に、2次審査で、下の②に記載しております指定管

理候補者選定委員会により、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、候補者を選定したところであります。

次に、18ページをお開きください。③の選定基準等につきましては、5つの選定基準についてそれぞれ記載しております審査項目と配点により審査を行ったところです。

(3)の審査結果であります。①の採点結果につきましては、指定管理候補者選定委員会における審査の結果、一般財団法人みやざき公園協会が最も高い得点を得ております。②の選定理由につきましては、選定委員会における審査の結果、最も高い得点を得ており、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、また地元との連携による青島サマーフェスタなどへの取り組みなど、公園の特徴を生かしたすぐれた提案がなされていることであります。

次のページをごらんください。4の指定管理料等についてであります。

(1)の指定管理者に支払う指定管理料につきましては、3年間で3億3,759万3,000円となっております。

(2)の県民サービスの向上等につきましては、フラワーショー等の利用促進事業を充実することで公園利用の促進を図ること、公園リーフレット等を利用者等に配布することで情報の提供を行うこと、イベント情報などについて、ホームページを通じて速やかな情報の提供を行うこと、また、利用者アンケートを実施することで利用者の満足度把握に努めることとしております。

次に、20ページをお開きください。議案第24号、県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園についてであります。

1の指定管理候補者は、第3期と同じ、株式会社馬原造園建設であります。

2の指定期間につきましては、平成27年4月1日から3年間としております。

3の指定管理候補者の選定についてですが、(1)の公募の状況につきましては、平成26年7月8日から募集を行い、2団体から応募があったところです。

(2)の指定管理候補者の選定につきましては、先ほどの議案第23号と同様であります。

次のページをごらんください。③の選定基準等につきましても、先ほどの議案第23号と同様であります。

(3)審査結果であります。①の採点結果につきましては、株式会社馬原造園建設が最も高い得点を得ております。②の選定理由につきましては、選定委員会における審査の結果、最も高い得点を得ており、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、また、パークマスター制度の充実、花菖蒲ネットワーク構想の推進などすぐれた提案がなされているとともに、今までの実績をもとに、さらに発展させる提案となっており、着実に実施可能であると判断されることであります。

次に、22ページをお開きください。4の指定管理料等についてであります。

(1)の指定管理料につきましては、3年間で2億4,740万円となっております。

(2)の県民サービスの向上等につきましては、園芸教室や桜のライトアップ事業などの利用促進事業を充実することで、公園利用の促進を図ること、イベントスケジュールや平和台公園ボランティア通信により、情報の提供を行うこと、開花情報などについて、ホームページを

通じて速やかな情報の提供を行うこと、また、利用者アンケートを実施することで、利用者の満足度把握に努めることとしております。

次に、23ページをごらんください。議案第25号、特別史跡公園西都原古墳群についてであります。

1の指定管理候補者は、第3期と同じ、一般財団法人みやざき公園協会であります。

2の指定期間につきましては、平成27年4月1日から3年間としております。

3の指定管理候補者の選定についてであります。(1)の公募の状況につきましては、平成26年7月8日から募集を行い、2団体から応募があったところです。

(2)の指定管理候補者の選定につきましては、議案第23号及び議案第24号と同様であります。

24ページをごらんください。③の選定基準等につきましても、議案第23号及び議案第24号と同様であります。

(3)の審査結果であります。①の採点結果につきましては、一般財団法人みやざき公園協会が最も高い得点を得ております。

②の選定理由につきましては、選定委員会における審査の結果、最も高い得点を得ており、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、また、西都原周辺の歴史資源、自然環境資源と結びつける西都原フィールドミュージアム構想などのすぐれた提案がなされていることであります。

次のページをごらんください。4の指定管理料等についてであります。

(1)の指定管理料につきましては、3年間で7,766万円となっております。

(2)の県民サービスの向上等につきましては、昆虫観察会等の自主事業を充実することで公園利用の促進を図ること、公園リーフレット等を利用者等に配布することで情報の提供を行うこと、イベント情報などについて、ホームページを通じて速やかな情報の提供を行うこと、また、利用者アンケートを実施することで利用者の満足度把握に努めることとしております。

都市計画課からの説明は以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の26ページをお開きください。

議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第75条第3項の規定により、宮崎土木事務所ほか7土木事務所管内の県営住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものであります。

まず、1の指定管理候補者については、第3期と同じ、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会であります。

次に、2の指定期間ですが、平成27年4月1日から3年間としております。

次の3の指定管理候補者の選定についてありますが、(1)の公募状況につきましては、募集期間が26年7月2日から9月1日まで、応募団体数は2団体でございます。

(2)の指定管理候補者の選定につきましては、①の選定方法にありますように、1次審査で申請書類に基づいて資格審査を実施しまして、次に、2次審査で、下の②にあります指定管理候補者選定委員会によりまして、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で審査を実施いたしております。

27ページでございますが、選定基準及び審査項目、配点等を記載しております。

次に、28ページをお開きください。(3)の審査結果につきましては、①の採点結果のとおり、応募者2者のうち、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会が500点満点中424点と第1位の得点でありました。

②の選定理由であります。選定委員会の審査の結果、総合的に最も高い得点を得たこと、これまでの実績や事業計画の内容等から、効率的かつ効果的に事業を確実に実施する管理能力を有していると認められることであります。

最後に、4の指定管理料等についてであります。①の指定管理者に支払う指定管理料は、年額で1億8,300万円、3年間の指定期間で5億4,900万円となっております。

(2)の県民サービスの向上等につきましては、無料で電話相談を受け付けるフリーダイヤルの対象の拡大や、入居希望者の団地選びの参考としていただくために、住戸内部の写真をホームページに掲載するといった新たな取り組みに加え、単身高齢者に対する見守り活動などを引き続き取り組むこととしております。

建築住宅課は以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○後藤委員 歳出予算説明書にありました河川課さんの海岸漂着物地域対策推進事業費1,200万円。県内総延長400キロを超え、10市町村に関係する。台風後とか、流木を主体にした漂着物については、事業化に向けて県にお願いしている要望もかなりあるんですが、今回、大体ボリュームとして何トン以上ぐらい見込まれたから事業採択したのか、そこら辺の量的なものを教え

ていただきたい。

○大谷河川課長 まず、ことしの当初予算で1,000万円を見ておまして、今回1,200万円、合計2,200万円の漂着物の金額になるんですが、その内訳としましては、まず、日向市の小倉ヶ浜海岸、金ヶ浜海岸が93立米ぐらいになっております。それと、川南町の伊倉浜海岸が430立米、それと宮崎市の木崎浜海岸が約250立米、日南市の梅ヶ浜と古奥海岸が約600立米になっております。

通常、海岸等につきましては、ボランティアの方だとか清掃活動をやっていただいておりますけれども、大量に来ますと、やはり重機等を使わないと集積等ができないということで、具体的なボリュームはないんですけれども、そういった通常ではできないものについて、こういった基金を利用して撤去しておるところでございます。

○後藤委員 実は今おっしゃったように、ボランティアが非常に盛んなところは、ある程度集めた後で市町村が持って行って焼却するとか、いろんな工夫をされてるんですよ。具体的な立米数というか、ある程度の決まりがないと、あそこはやったけどうちではしてくれない、せっかくやってるのに県が今回してくれたんだとなると、ボランティアの方々も熱の入り方が。協働を進める上で、ある程度の基準がないと。ちょっと不透明な部分があるものですから。

それと、市町村の段階で県に要望しておきながら、よその地区がしたとか、ある程度、リアス的な湾岸があるところは車が入りにくいとか、支障があるところもあるものですから。ある程度基準を設けていただかないと思ったので、ボリュームを聞かせていただきました。そこ辺はあわせて今度検討していただければありがたい

かなと思いました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 指定管理の関係の16ページですが、利用料金制を今度採用しますよということですが、19ページには今度の指定管理料の額が3年間に割り振りされてます。利用料金制をとることによって、この指定管理料が安くなったとか、その辺、何らかの変動が見られるんですか。利用料金制を採用することによって、指定管理料の変更が多少生じておるのかどうか。

○瀬戸長都市計画課長 16ページの都市公園条例の一部を改正する条例について、具体的にちょっと説明をさせていただきたいと思います。

今回の条例の改正は、施設の使用料金を指定管理者の収入とする利用料金制の採用と利用料金の額の取り扱いについて改正を行うものであります。

まず、1点目の利用料金制につきましては、例えば、現在の有料公園施設を管理する指定管理者に支払う指定管理料が例えば年間1億円とします。また、有料公園施設のこれまでの使用料の徴収額が年間2,000万円としたときに、これまではこの2,000万円は一般財源として県の収入となっております。今後は、この2,000万円を指定管理者の収入にすることができるというようにするものでございまして、有料公園施設を管理する指定管理者には、指定管理料として1億円から2,000万円を差し引いた8,000万円を支払うこととなります。

○太田委員 ということは、1億円が8,000万円になるということですから、この19ページに書いてある指定管理料というのは、その分は下がる見込みで決定してるわけですね。

○瀬戸長都市計画課長 19ページの指定管理料につきましては、総合運動公園と亜熱帯植物園

の指定管理料になっております。このうち、亜熱帯植物園の大温室の料金は、今話がありました利用料金制度を今使っております。それに基づきまして、今算定をして指定管理料を決めているということでございます。

○太田委員 もう一つ。先ほどの16ページの説明の中で、利用者にとってはサービスの向上につながるという言い方をされましたね。この利用料金制を使うことで、利用者側もメリットを受けるんだよというような感じの説明をされたように思ったものですから、その辺はもう少し具体的に。

○瀬戸長都市計画課長 利用料金の額につきましては、例えば、指定管理者が利用者をふやしていくために、今決められてます有料の利用料金を下げることが可能になります。それをもって利用者へのサービスの向上につながるというふうに考えております。

○太田委員 ということは、より多く利用してくださいというふうに事業者側が訴えていく、その意欲をつくらせるという意味でメリットが出てくるということですね。

○瀬戸長都市計画課長 今委員が言われたとおりでございます。

○太田委員 わかりました。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○宮原委員 まず、この議案第22号のところ、5年間で4億8,100万円。この金額は、前回とするとどのぐらい上がってるのか下がってるのか。11ページ。

○福嶋管理課長 よろしいでしょうか。前回との比較でございますが、第1期につきましては、5年間で4億6,966万9,000円でございます。これが2期目になりますと、表示してございますように5年間で4億8,100万円ということにな

りますので、若干上がってるということでございます。一つは、消費税が5%から8%に上がったことによる影響と、あと、私ども基準価格を算定したときに、もう少し青年隊の募集経費を手厚くする必要があるんじゃないかと。どうしても隊員が少しでもふえてほしい、ここがポイントになるものですから、そういう観点もございまして若干の増額ということになってございます。

○宮原委員 わかりました。

今度は、この都市計画課が先ほど言われた部分は、太田委員からありましたけど、19ページ、3年間、これは3億3,700万円というのは、先ほどの2,000万円のお金の部分もあるので、その分を加味したときは増加になってるのか減ってるのかというのはわかります。詳しい数字は出ないと思うんです。ただ、傾向としては上がったのか下がったのか。

○瀬戸長都市計画課長 年平均額で比較をさせていただきますと、第3期前期の分が1億764万6,000円、今回が1億1,253万1,000円ということで若干増加になっております。

○宮原委員 これもやっぱり消費税の関係とかも原因ですね。

○瀬戸長都市計画課長 消費税が3%ふえてることが関係しております。

○宮原委員 あとの部分の20ページの第24号、それから23ページの第25号というのも、前期よりは上がってるというふうに判断していいですか。

○瀬戸長都市計画課長 若干上がっております。

○宮原委員 第26号は3年間で5億4,900万円、これはやっぱり上がってるんですか。

○森山建築住宅課長 この場合は下がっております。といいますのが、年額は一緒なんですけど、

平成26年度からの消費税が3%アップした分で、平成24、25、26はトータルで5億5,420万円ぐらいとなるんですが、今度の指定管理の提案では、年額1億8,300万、平成24、25と同額とするということになっておりまして、年額で申しますと、520万円ぐらい安くなつとるということでございます。

○宮原委員 結果的には、ここの部分でいうと、宅地建物取引業協会というところが受けて、それぞれの不動産屋さんが窓口になられるんだろうと思うんだけど、同じ仕事をやってて、結果的には取前が下がるということになりますよね。

○森山建築住宅課長 本年までは宮崎に本部事務所を置きまして、そして、都城に支店を置いて21の管理会社でやってたんですけども、今度は、1事業者当たりの管理戸数を500戸程度ぐらいに押しなべて、管理会社を17に減らしております。それで、今まで300戸ぐらいしかやってなかったところは、ちょっと収入が上がると。そういったことで経営努力をされているということでございます。

○宮原委員 あるところから聞いたら、その戸数を管理するのを1社ですると何とかなるんでしょうけど、2社でやってしまうと、とても採算がとれないという話も聞いてたんですよ。だから、逆に言うと、やっぱり地域の経済的なことを考えると、多少は上がるべきなのかなという気もしたものですから。あと、業者さんのほうは、こんな緊急のステッカーを配布しますよとか、いろいろ事業としては新しい提案をされてるということになると、当然、その提案した部分には経費がかかってくるんだろうと思うので——自分で手を挙げて受けられたんだから頑張りますという意思表示になると思うんですけど——結果的には、業界としては厳しい金額で

受けている状況ということでいいのでしょうか。

○森山建築住宅課長 トータル的には金額が今までと一緒ということで考えてらっしゃいます。ただ、さっき言いましたように管理会社を減らすということで、管理する戸数がふえたりすればやっていけるということだというふうに考えております。

○宮原委員 今度は、先ほどの都市計画のほうに戻って、応募団体が2団体。受けられる団体名は出てるんですけど、2番目に入ってる団体は、全部一緒なんですか、ばらばらなんですか。

○瀬戸長都市計画課長 3つに分けて今回応募しておりますけれども、2つについては同じ業者さんで、1つは別になっております。

○宮原委員 この選定理由というところの、事業計画でいろいろ提案をされる。そして、1期、2期と今まで経験を踏まれたところは、提案したのがちゃんとできてるのかという部分で判断されると思うんですよ。そうすると、今度は新しく参加しようとする人が、あくまで提案で絵をきれいに画いてしまうと、そちらのほうがよくも見えるんだけど。そのあたりの選考の仕方というのは、この35点という点数なんじゃないかな。そのあたりはどういうふうな判断をしたらいいのでしょうか。

○瀬戸長都市計画課長 審査の方法につきましては、まず1次審査、2次審査で行っております。1次審査の中で、これまで請け負っておられる指定管理者さんの運営の状況ですとか管理の状況ですとか、そういうのは私ども事務局のほうから説明をさせていただいております。2次審査になりましてプレゼンテーション、ヒアリングをするわけなんですけれども、その段階では、それまでどういう状況であったかというのは特に加味をされておられません。新たに今後

の3年間でどういうことをやっていきたいということを説明を受けて、それを外部委員5名の方で評価をしていただくということで決定しております。

○宮原委員 ということは、きれいな絵を描いたところのほう点数が上がっちゃって、提案はしたんだけど、その受けた数年間の実績というのは、余り評価の対象になってないということになるんですか。

○瀬戸長都市計画課長 そもそもの2次審査の中での評価にはならないと思いますけれども、先ほど言いましたように、1次審査の中でよく管理をしていただいているとかという説明はしておりますので、それを委員の方は皆さん聞いておられますので、その辺は評価の中で入ってくるのかなというふうには考えております。

○宮原委員 これで最後にしますけど、要はいろんな提案をされて、こういうことをやりまよといったときに、3年間受けるんだったら、ことしは、次の年は、それに対してどういう効果があってというのが。やっぱり言葉で言えばよく見えると思うんですけど、3年前は見えませんが、何か数値化したようなものがそこにあると実績も出てきてくれる。そして、年によっては、多分、前年よりは厳しかったというのもあっていいと思うんですよ。厳しかったので、ことしはこうやって次のときにはやっていきたいという提案があるというほうが好ましいのかなという気もするんですけど、いかがなものでしょうか。

○瀬戸長都市計画課長 管理運営の状況につきましては、ちょっと補足をさせていただきますと、今現在、請け負われている指定管理者さんに、毎月の15日に前月の業務内容ですとかその実績ですとかを報告していただくようにしてお

ります。あと、定期的には土木事務所のほうで
実地調査も行ってやっております。

あと、評定については、透明性とか公平性とか
いう観点から、先ほど申しましたけど、外部
委員の方でしていただいておりますので、その
辺は守られているのかなというふうには考えて
いるところです。

○岩下委員長 恐れ入ります。時間が参りました
ので、質疑の最中ですが、暫時休憩
をさせていただいて、質疑及び報告事項等につ
いては、1時からお願いしたいと思いますが、
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時59分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

何か質疑はございませんか。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課でございま
す。

午前中の説明にちょっと補足をして説明を差
し上げたいと思います。

まず、午前中の最後の質問、宮原委員からの
質問でございますけれども、指定管理者の提案
が確実に実行されているかを評価しているのか
というような内容の質問だったと思いますけれ
ども、毎月ごとの報告ですとか年度ごとの報告、
あと、検査によりまして指定管理者からの提案
が確実に実行されたかどうかの確認を行っている
ところであります。

また、年度ごとの評価につきましては、県庁
のホームページで公表も行っているところでご
ざいます。

また、指定管理者の選定に当たりましては、
年度ごとの評価を詳細に委員の方に説明をした
上で評価をしていただいているところでありま
す。

もう一件、補足で説明をさせていただきたい
と思います。

委員会資料の16ページを見ていただきたいと
思います。

議案第8号の「都市公園条例の一部を改正す
る条例」についてでございますけれども、この
条例の改正につきましては、県の総合運動公園
におきまして、教育委員会が所管をしております
有料スポーツ施設を対象とした条例改正でござ
います。

19ページが一番上の4のところに指定管理料
を載せてありますけれども、これは総合運動公
園と亜熱帯植物園の指定管理料を載せておりま
すが、亜熱帯植物園の大温室につきましては、
もう既に利用料金制をとっておりますので、料
金も加味した形で指定管理料を定めているとこ
ろであります。

○岩下委員長 何か御質問はありませんか。

○外山委員 この指定管理者の指定期間のこと
についてお尋ねしたいんですが、今回で多分3
回目の切りかえじゃないかと思うんですね。私
もちょっと記憶は定かじゃないんですが、かれ
これ10年ぐらい前に指定管理者制度が発足して、
そのときの議論の中で、指定期間がどれぐらい、
各団体ごと、団体というか場所ごとに議論した
記憶はあるんですが、きょう提案してあるのも
建設技術センターが5年、あとは3年でしょう。
これは条例でこの期間は決まっておるんですか。

○福嶋管理課長 委員お尋ねの期間の設定で
ございますけれども、総務部のほうで指針を出し
ておりますが、指針の中で、全体的な考え方と

して、原則として、おおむね3年から5年というように全庁的には考えてございます。そのうち、施設の維持管理とか、あるいは定型的な業務が主たる業務の場合は3年としております。今回お願いしてます建設技術センターのように、主たる業務で事業企画力とか一定の専門性が必要とされる場合につきましては、5年という形で全庁的には考えている状況でございます。

○外山委員 これまでも指定を受けた業者の方から、もうちょっと長くならんのかというような要請も受けたことがあります。どうなんですか、そのために人を採用して、3年では短いから、もうちょっと長くしてほしいというような希望というか要求はないもんですか。

○福嶋管理課長 おっしゃるような御意見も賜ってるところでございますけれども、一方で、先ほど御説明しましたような定型的な維持管理業務とかそういった部分について、多くの方に県の指定管理者としてやっていただく機会を与えるという観点もでございます。そういうようなことで、大体全庁的に見ますと、3年とか5年とかというふうにそれぞれの施設の種別に応じた設定をしていると考えております。

○外山委員 結構です。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 いつも同じこと言ってますけど、この指定管理者制度、これ一応議案として出てきてるけど、この説明資料を見る限り、指定管理候補者選定委員会があって、公平・公正に選定しましたよというぐらいしかわからんわけですよ。

そもそもは、行政がやるよりかは経費が下がってサービスもよくなるだろうという観点で、指定管理者制度になったわけね。宮原委員からも

さっき出た、今回の指定管理料がここに出てるけど、我々委員会としては、この金額が果たして妥当かどうかというのは全然わからんわけ。もう選定委員の皆さんを信用しますよという話で。

せめて議案として上がってくるためには——この指定管理者を統括している総務部の行政経営課の表を見たほうがましなぐらい。簡単やけど、収支報告の主な分が載ってるわけ。それを見て、利益とか、そこ辺までわからんけど、大体、経費がこんなもんだというのはわかるわけ。

ちょっと聞きたいんだけど、例えばこの指定管理料、予定価格をある程度土木のほうとして持っとして、そして応募してきた人がその範囲内ではまってるかどうか、そこ辺はどうやってこの管理料は決めるわけ。相手方から出てきた金額が高いとか安いとかある。どこでもいい、18ページを見てもらうと、1位が点数だけ出てるけど、例えば、この1位、2位の金額、応募するときの金額とか、指定管理料の決定の仕方。向こうから出てきた金額でやるのか、こっちである程度見積もっとしてその金額でやらせるのか、そこはどうなってるわけ。

○瀬戸長都市計画課長 予定価格につきましては、前期の予定価格をもとに算定をして定めております。それに基づきまして、指定管理者のほうから、今言われる入札価格を応札していただくというような形になります。

○中野委員 採点結果の1位と2位の入札金額、名前まではいいけど、どんな金額で出てる。

○瀬戸長都市計画課長 2者応募がございますけれども、みやざき公園協会が2億5,165万8,000円、もう一者が2億4,740万円となっております。

○中野委員 どこまで何をするかの話で、いろ

んなことを予定に入れば高くなるし、どこまで内容を見るかによって、高くてもいいよという話にもなるし。例えば、きょうここで出てるやつで採点結果の1位と2位、単価的に逆転してるのはどこどこですか。

○瀬戸長都市計画課長 都市計画課所管の指定管理者で申しますと、今言いました18ページの議案第23号の県立青島亜熱帯植物園、議案第25号の西都原古墳群も逆転です。

○中野委員 何ぼぐらい違うの。

○瀬戸長都市計画課長 西都原古墳群につきましては、3カ年の合計提案額で110万円ほど違いが出ております。

○中野委員 21ページは、1位と2位、幾らぐらい。

○瀬戸長都市計画課長 21ページにつきましては、馬原造園建設が低くなっております。

○中野委員 予定価格は幾ら。

○瀬戸長都市計画課長 応札価格が2億4,740万円。

○中野委員 そしたら、これは予定価格とぴったりだったということ。

○瀬戸長都市計画課長 22ページの指定管理料につきましては、指定管理者さんからの提案額の年割額と合計額を載せております。失礼いたしました。馬原造園建設が2億4,740万円となっております、もう一者が2億5,165万8,000円となっております。

○中野委員 馬原さんの金額は、発注元、皆さんのほうで考えた金額と一緒にだったということ。それよりか予定価格とかそういうのはなかったわけ。

○瀬戸長都市計画課長 私どもが考えておりました基準価格は、馬原造園さんの応札価格よりも高く設定をしております。

○中野委員 何ぼぐらい。

○瀬戸長都市計画課長 約500万ぐらいです。

○中野委員 次からでいいですけど、これやっぱり年度1回ぐらい、9月か、簡単な収支報告の主なところぐらいは丁寧に出してもらったほうがいいのかな。じゃないと、これ見る限りは質問せんと何もわからん。ただ、公平に出されて金額はこれになりましたという言い方で——ぜひそれをお願いします。

それと、もう一つ。15ページ。処分価格は平米当たり幾ら。

○葦方港湾課長 単価は、平方メートル当たり6,700円です。

○中野委員 時価とすると、どんなですか。

○葦方港湾課長 この金額は、鑑定評価をとりまして、それを参考にして定めております。

○中野委員 わかりました。

もう一つ。14ページ。大手業者の場合は、ほとんど大きな金額変更が出てくるんだけど、最終的な予定価格からして、90とか95%で落として、その後、ケース・バイ・ケースで増額が出たりしてきとる。例えば、14ページの残土処理、運搬距離が22キロから25キロに変わって、その分が2,300万円ふえたということ、これはどんな計算すればこういう金額が出てくるんですか。

○大坪道路建設課長 運搬距離の単価といいますのは、いわゆる積算基準書に基づいて、運搬距離が何キロから何キロの間であれば立米幾らということになっておりますので、それを採用して、これは3キロふえたことで、トータルが2万3,000立米という大きな量ですので、2,300万円ふえたということでございます。

○中野委員 そうすると、ここに書いてある残土処理場への搬出が困難、これはどういう理由。結局、最初の積算が甘かったという話になるわ

けですか。

○大坪道路建設課長 当初設計におきましては、森林組合の造成予定地への搬出を予定しておりました。ただ、その後、森林組合の造成の時期がちょっと早まったということがございまして、いわゆる、受ける側と出すほうのタイミングがずれてしまったということで、ほかの残土処理場を探さざるを得なかったという状況でございます。

○中野委員 そんな説明をしてください。

○岩下委員長 ほかにございせんか。

○新見委員 県住の指定管理者の選定でございますが、28ページを見ると、採点結果が出てます。仕事の内容が公園関係と違うので一概には言えないと思うんですけど、この点数の差が余りにも開き過ぎているような感じがするんですけど、これはこの宅建協会の内容がよかったのか、逆に、この2位のほうがお話にならないぐらい悪かったのか、そこ辺の状況がもしわかれば教えていただきたいと思います。

○森山建築住宅課長 採点結果でございますけれども、1位が500点満点の424点、2位が273点ということで、基準点を300点にしとるんですけども、これに達してなかったということでございます。

その理由としましては、選定委員会の内容を見ますと、2位のほうは組織体制が不十分だと。そして、連携して管理業務を行う団体ですとか、あと企業とか、何十社かかかわりがあるということで、一緒に管理をしていくという内容になってるんですけども、その関係とかかかわり方が明示されていないと、そういうような内容で、このように点数が低かったんじゃないかというふうに考えております。

○新見委員 そういった内容は、申し込んだ方

というか、団体か企業か知りませんが、ちゃんと報告があつて、次また機会があれば、そこ辺を改善して再度挑戦できるというふうに、そういうシステムになってるんですか。

○森山建築住宅課長 公開、公表できるかということでございますけれども、実際は開示請求があれば公開できるということになっておまして。採点された委員の方の名前は伏せてありますけれども、それぞれの項目で何点をつけられたかというのは、開示請求されれば開示できるということでございます。

○岩下委員長 ほかにございせんか。

○太田委員 関連して。27ページ、28ページの件なんですけど、特に28ページなんかの県民サービスへの向上等というところでは、かかりつけ病院のどうのこうのと見守りカルテとか、そういったサービスを本当にされてるんだなと思って、この辺は本当によかったと思うんですね。

27ページでいえば、例えば下から5行目ぐらいのところ、使用料の収納率等が書いてありますが、指定管理にして収納率もこんなふうになりましたよというのがあれば、参考に教えてほしいんですが。

○森山建築住宅課長 家賃の徴収率のことで報告いたしますと、指定管理者を導入する前の平成17年度と平成25年度で比較して申しますと、平成17年度は現年度分については徴収率が98.12%でございましたけれども、昨年度は99.89%ということで非常に高い徴収率となっております。

○太田委員 わかりました。そういうところはよかったですね。

○岩下委員長 ほかにございせんか。

○渡辺副委員長 確認なんですけど、それぞれの施設、指定管理ももう何度か目で、今回はいず

れも応募団体は2団体という、こっちかこっちかという競争のような構図になってますけど。今までも大体2団体ぐらいしか手を挙げないものなのか、何回かやる中で修練されてきて、新しいところが参入しづらいような状況になってるのか、その傾向はいかがなんでしょうか。

○瀬戸長都市計画課長 公園で申しますと、例えば県立青島亜熱帯植物園、宮崎県総合運動公園は、今回が4期目の募集になりますが、1期目から3者、2期目が4者、3期目が2者というような状況でございます。

あと、県立平和台公園、宮崎県総合文化公園も今回が4期目になるんですけれども、1期目が5者、2期目が4者、3期目が2者といったような状況でございます。

あと、西都原古墳群を申しますと、1期目が2者、2期目が4者、3期目が3者というような状況でございます。

○森山建築住宅課長 県営住宅の指定管理で申しますと、今回の指定管理は4回目でございますけれども、第1回目が4者、第2回目が1者、第3回目が2者、そして今回が2者ということになっております。そして、県北のほうでもやっておるんですけれども、県北は今、2期目をやるところで、1期目が4者、2期目が1者という状況でございます。

○渡辺副委員長 県住のほうだけで結構なんですけど、今回外れたほうの会社というのは、基準点にも満たないという話でしたけれども、4回目の競争ということになりますけど、今までも参加していた経緯があるんでしょうか。もし差しさわりがなければ教えていただきたいと思えます。

○森山建築住宅課長 今回、第2位だったところは、前回応募されております。

○渡辺副委員長 結構です。

○岩下委員長 それでは、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○馴松道路保全課長 道路保全課であります。

道路の管理瑕疵にかかわる損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

委員会資料の29ページをお開きください。今回の報告は、物損事故が2件であります。それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

1番目の落石事故につきましては、路上に落ちていた落石に乗り上げ、車両のフロントサスペンション、燃料タンクなどを損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

2番目の落石事故につきましては、路上に落ちていた落石に乗り上げ、車両のタイヤを損傷したものであります。本件事故現場は見通しのよい直線道路で、注意して走行すれば落石を回避できるスペースがあったものの、落石に乗り上げるまで気づかずに運転しており、運転手に注意義務違反の過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は29万7,000円と6,912円になっており、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じます。

道路保全課は以上であります。

○森山建築住宅課長 建築住宅課であります。

委員会資料の30ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告いたします。

県営住宅の給水管接合部分破損による漏水事故に伴う損害賠償であります。平成26年6月16日に、日南市にあります県営瀬貝団地におきまして漏水事故が発生いたしました。事故発生場所は、住宅の1階の214号室ですが、直上階、2階の部屋の床下にある給水管の接合部分が破損しまして、1階の部屋の天井から漏水したため、寝具、家電製品等に損害を与えたものであります。

調査しました結果、給水管の接合部の劣化によるものでありまして、事故の責任は県のほうにあると判断いたしまして、表に記載の相手方と和解したものであります。

損害賠償の額は18万698円で、寝具等の買いかえ費用として支払ったところであります。

表の右端に専決年月日を記載しております。専決年月日は10月14日でございます。

損害賠償額を定めたことについては以上でございます。

次に、31ページをごらんください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告いたします。

県営住宅の管理につきましては、入居の公平性の観点から、管理の適正化・厳格化に努めているところであります。特に、家賃の長期滞納者等に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かい指導を行っているところですが、誠意が見られない入居者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。

今回は2件ありまして、表の上のほうで、高

額所得者に対する明け渡し請求及び損害賠償金等請求の訴えの提起、2つ目が、明け渡し請求事件における和解についての報告であります。

まず、1番目の入居者でございます。この方は高額所得者でありまして、公営住宅法施行令に規定する金額を超える高額の収入がありますことから、住宅の明け渡し義務がありまして、再三、明け渡し指導を行ってまいりましたが、退去の意思が見られないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第29条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。しかしながら、期限までに住宅を明け渡さないことから、*住宅の明け渡し請求、損害賠償金等の請求の訴えを提起するものであります。

次に、2番目の入居者でございますが、家賃を長期間滞納しておりましたので明け渡し請求を行いましたところ、滞納している家賃を分割納付する旨の申し出がありまして、やむを得ないものとしまして、和解を行うものであります。

表の右端に専決年月日を記載しております。いずれも、本年10月14日でございます。

建築住宅課は以上であります。

○岩下委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 今31ページの訴えの提起、その請求金額は幾らですか。そこまでちゃんと説明せんと。

○森山建築住宅課長 失礼いたしました。損害賠償金としましては、ことしの7月から10月分の38万7,200円でございます。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 参考に。これ弁護士料は何ぼかかりますか。弁護士やなくて……。

○森山建築住宅課長 弁護士料でございますよ

※次ページに発言訂正あり

うか。

○中野委員 提訴する場合の費用。

○森山建築住宅課長 *1万6,800円でございます。

○中野委員 わかりました。

○岩下委員長 よろしいですね。

○森山建築住宅課長 済みません、先ほどの損害賠償金等の請求でございますけれども、金額は今の金額でございますけれども、これは支払われているということでございます。この表の書き方といいますか、「明渡請求及び損害賠償金等請求」という一つの形、様式ということになっておりまして。この場合は明け渡し請求だけでございます。失礼しました。

○岩下委員長 31ページのところですか。

○森山建築住宅課長 31ページでございます。

○中野委員 請求というのはなかなか出らんから、公に司法書士とか使って請求したのか、内容証明とか簡単な、もうそれで終わったという話なの、これ。38万円。

○森山建築住宅課長 31ページの訴えの提起のところよろしいんでしょうか。

○中野委員 訴えの提起ってなるとるから、それ請求して訴えたわけでしょう。その請求金額は何ぼですか聞いていたら、38万円っていったら、38万円は入ってますっていうから、わからんようになってきたわけよ。

○森山建築住宅課長 この損害賠償金といいますのは、明け渡し請求をして明け渡し期限を決めるんですけども、それ以降にも退去しなかった場合には、家賃ではなくて、損賠賠償金ということで請求しておりまして、これは毎月支払われております。支払われておりますので、今回は金額の請求はございません。明け渡しの請求として訴えをするということでございます。

この表で、「明渡請求及び損害賠償金等請求」としておりますのは、この様式といいますか、書式の書き方として、明渡請求だけではなくて「明渡請求及び損害賠償金等請求」という一つの単語ということで記載しております。わかりにくくて大変申しわけございません。

○岩下委員長 結局、高額所得者だということ家で賃は入ってるけれども、退去をお願いするということですね。

○森山建築住宅課長 そうです。

○中野委員 それで出ていかんから、法的に出ていってくださいという、そういう手続を踏みますよという話ね。

○森山建築住宅課長 そうです。

○岩下委員長 それでは、ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○高橋技術企画課長 技術企画課であります。

委員会資料の32ページをごらんください。地域維持型契約に係る入札の実施について御説明いたします。

まず、1の業務内容などであります。(1)の対象業務としましては、道路巡視業務など4つを包括した業務としており、(2)の履行期間としましては、スタートとなる来年度は4月1日からの1年間とし、その施行結果を検証して、それ以降は複数年度を検討することとしております。

次の(3)の実施地区数につきましては、右の33ページの表1に詳細に記載しておりますが、業務の規模や現在委託しております業者数を考慮し、さらに業界の意向も十分勘案し、県内で17

※45ページに発言訂正あり

地区について実施する予定であります。

なお、西臼杵支庁につきましては、除雪など他の地域に見られない諸条件があることから、現在検討中でございます。

次に、左側の32ページに戻っていただきまして、2の入札等の具体的内容についてであります。

まず、(1) 予定価格の算出につきましては、先ほどの4つの業務ごとに1年間の業務見込み量を踏まえまして積算を行い、それら業務ごとの費用を合算することにより予定価格を算出いたします。

具体的には、右側の33ページに図の1として、積算の考え方を示しております。上段に現行、下段に地域維持型契約の場合をお示ししておりますが、変更点を御説明いたします。

矢印で引き出している狭い部分、小規模な緊急維持工事につきましては、工事の規模などの基準を明確にした上で地域維持業務で実施し、諸経費についても一部見直すこととしております。このことにより、最下段に記載しておりますが、情報が共有できることにより迅速で緊急な対応ができ、さらに、施設の異常を早期に発見し、初期の段階で応急手当てが可能となり、さらには、小規模工事の不調・不落も解消され、早期の復旧が維持できるものと考えております。

左側のページに戻っていただきまして、中ほどの(2) 最低制限価格であります。予定価格のおおむね85%を設定することとしております。

続いて、(3) 入札公告の内容であります。① 入札方式につきましては、意欲のある者が参加できる条件つき一般競争入札とし、履行能力の高さを評価できる総合評価落札方式の地域維持型を採用することとしております。

次の②入札参加資格につきましては、地域維

持型建設共同企業体、事業協同組合及び遂行能力が十分可能と認められる単体企業の入札参加を認め、その資格を入札前に審査することとしております。

一番下の③総合評価に関する事項につきましては、価格と履行能力を評価する総合評価落札方式とし、その履行能力としては、サポート体制など5項目で評価することとしております。

具体的には、34ページから35ページで御説明いたします。34ページをお開きください。表2は、入札参加資格の概要をお示ししております。

主な点について御説明いたします。

地域維持型建設共同企業体につきましては、代表構成員を土木一式の特AまたはA級とし、所在地は、営業所を含めて管内の建設業者とし、さらに、履行実績は、代表構成員については過去5年間に地域維持事業の実績があるなどとしております。

また、真ん中の事業協同組合につきましては、それ自体が格付されており、土木一式工事の認定を受けていること、管内に主たる営業所を持つこと、組合員のいずれかが過去5年間に地域維持事業の実績があることとしております。

さらに、単体企業につきましては、特AまたはA級の土木一式工事の認定を受けていること、管内に主たる営業所があること、過去5年間に実績があることとしております。

そのほか共通事項といたしまして、配置技術者や労務者数を確保する履行体制の確保の基準を定めております。さらに、同一入札の参加制限としまして、一の建設業者は異なる参加形態を利用して同一の入札に参加することはできないこととしております。

35ページをごらんください。表3が、今回採用する総合評価落札方式(地域維持型)の内容

であります。具体的には、表の一番左端の列であります。評価項目を、サポート体制、過去の実績、地域精通度、防災協定、機械の保有の5項目とし、右欄にありますように、全体は100点満点とし、業務の性格上、地域精通度に最もウェートを置き、配点を30点としております。

なお、表の中にアンダーラインを入れた丸印がございますが、これについては地区ごとにはばらつきがございますので、実情を踏まえ、地区ごとに柔軟に数値を設定してまいりたいと思っております。

表の下の評価値の算出についてであります。価格評価点を70点満点とし、履行能力点を30点満点に換算することによりまして、その和を評価値とし、その評価値が一番高いものを落札者として決定することになります。

報告については以上であります。今後、年度末の入札公告に向けまして、さらに細部を詰めて作業を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○岩下委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○宮原委員 この前もちょっといろいろ話をさせてもらったんですけど、この道路パトロールとかこういったものは、赤字になってしまうので、なかなかとりたくはないんですけど、総合評価の中での点数加算があるので、これをとつかなないと、今度は総合評価の仕事をとるときに、それが大いに役に立つというような話もさしていただいたんですけど。実際、今回のこの形になったときには、そういう企業側が赤字になるようなことはないのかというのをまず最初にお聞かせをいただきたいと思っております。

○駒松道路保全課長 従来から赤字になるよう

に計上していたつもりはございませんけど、今回、包括契約ということで新たな積算体系で見直しを行うものです。今回は、一般的な建設工事です。その中で、うちでいうと道路維持工事になるんですけど、その一般的な建設工事と同じ諸経費を採用しようかなということで今考えております。そういうことで、そういう福利厚生費とか通信交通費とか、そういったものも対応できるものというふうに考えています。

○宮原委員 この契約制度には、現場管理費というのは、この図1の中のどこに入っているのでしょうか。

○高橋技術企画課長 現場管理費等につきまして、33ページの図1の現行でいいますと、維持管理業務の諸経費の欄がございます。それが、下のほうの地域維持型契約では、諸経費の欄が若干ふえているところに含まれているものと考えております。

○宮原委員 「含まれているものと考えております」ということだと、含まれているのか含まれてないか……。この考え方というのが、例えば、国がこういう形でということをお示しがあつてなってるのであれば、そういう考え方もできるんでしょうけど、県としてはどうなんですか。

○高橋技術企画課長 積算の方法につきましては、従来からの県単費で算出しておりまして、県費の場合は、県の独自の積算方法として積み上げているものであります。

○坂元県土整備部次長(道路・河川・港湾担当) お尋ねの現場管理費については、この諸経費の中に含まれております。

○宮原委員 いろいろ非常にいいものをつくってもらってるんですけど、どこの業界も皆さん心配してる部分があるもんですから、そういうの

を聞かせていただいている質問ですので、よろしくお願ひします。こういういい形をつくっていただいで、やっぱり最低制限価格にすると、おおむね85%。85%ということは、満額に対して15%は下手すると完全に切ってしまうということになると思うんですよ。そうしたときに、先ほど言ったように赤字になりませんかという部分もある。

やり方としてこういう方向でいきますということだから、どうこう言うつもりはないんですけど、できれば満額なら満額というところで、いい提案をされた方が、いい仕事をしていただいで、という形が好ましいんじゃないかと思ってるわけで。15%を切ることは経費の節減になりますけど、地域の経済の活性化とか業界の育成ということを見ると、100%でいい提案をされた形のほうがいいのかなというのが私どもの考えなんです。そこがあるので、今度は85%というところで競争していかなければならないとしたときに、今後、不調・不落が起きる可能性はないのかなというのも心配するんですけど、そのあたりについてはどういう考えをお持ちでしょうか。

○高橋技術企画課長 きょうお示ししております入札参加資格の概要及び総合評価の内容につきましては、事前にあらわして、内容を理解していただくということを考えております。

また、これまでも、数度となく、建設業の主要団体と意見交換をさせていただいておりますので、我々の意図は理解していただいでいると思っております。

○宮原委員 仮に、本当にこの不調・不落になって、道路パトロールもすぐ動かないかんと思うんですけど、万が一そうなった場合、そうした場合の対応というのはどうされますか。

○高橋技術企画課長 きょうの資料の実施地区において、まずは考えておるんですが、もし仮に、この包括した地域維持型契約が結べなかった場合には、即、従来の路線ごとの単価契約というふうに切りかえたいと思っております。

○宮原委員 あと、この表を見たときに、小規模な緊急維持工事がどちらにも入ってるんですけど、こういったものというのは、最初契約した段階のときにこれも含まれて契約をされておると思うんですけど、それが全くそういう工事がなかったとした場合は、この金額というのはどうなるんですか。そのまま、その受けたところのものになるのか。

○高橋技術企画課長 当初契約では、過去3年間の実績等を見まして数量等についても契約するんですが、年度途中においてその数量等を変更すれば、変更契約に基づきまして金額を変更するということになりますので、もし仮に、小規模等の緊急維持工事がなかった場合は、その分は減額というふうになると。

○宮原委員 今言われた部分は、大方ある程度、このぐらいはというのは見積もってあるということですよ。だから、その部分がなかった場合は減額ということでもいいんですね。わかりました、いいでしょう。

○岩下委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 これ、私なりに、私が土木事業者としたら、どげするかなと考えた。まず、履行期間、当初は1年間の契約ですよ。

○高橋技術企画課長 来年度は1年間としたいと思います。

○中野委員 1年間でこれを受けた人の最初の投資、パトロール用の車も買わんといかんでしよう。そういうのは何ぼぐらい見とるわけですか。

○高橋技術企画課長 今おっしゃったのは道路

巡視に係る車の経費の話だろうと思うんですけど、従来からも、道路巡視について1年間契約でやらしていただいているところですので、その中に含まれている損料とか、その辺は1年間の損料ということで契約させていただいているところですよ。

○中野委員 パトロールやめて、そのまま置いてるところもあるし、巡視用の車は中古で買うか、どっちみち準備せんといかんわけでしょう。それを何ぼで見るか。1年間とった人が、また次とればいいけど、1年間のその車両というのは、経費の中で1年間で割るわけで、あとはどうなるか。

それと、例えばパトロールに乗る人、巡視する人、今まで見ると大体2人乗ってるんですよ。これは何人予定しておるんですか。

○高橋技術企画課長 現在もそうですが、来年度についても3名を予定しております。

○中野委員 3名っていうと、かなり車でも大きいよね、2トンぐらいとか。まあ、いいですよ。乗る人の資格要件とか経験要件とかはどうなる。

○高橋技術企画課長 主任技術者の資格を持っているか、または、こういう地域維持事業の実績を持っている方ということとさせていただきます。

○駒松道路保全課長 基本的には、1人は、これまでに道路巡視を経験したことがある人に乗っていただくというふうに考えてます。現在、それでやっています。

○中野委員 例えば、国富の土木事務所を考えた場合、そういう経験の人が何人おるか、大体わかるかな。巡視パトロールに乗った経験のある人を雇うとなれば、みんな、もう今やめたりとか、人数なんかかなり少なくなってるよ。

過去に巡視パトロールをとったところもあるけど、その中に乗った人がおればいいわね。過去に経験がある人という要件が中に入ってくれば、ある程度、よそから借りたりせんかな。そんな要件の人ってどれぐらい。そこ辺まで調べてある。

○駒松道路保全課長 地区ごとに何名いらっしゃるというデータは今とっておりませんが、基本的には、この地域維持型契約の中で県が求める現場での主任者というのは、大きなハードルにはしないように設定していきたいと考えてます。

○中野委員 出すほうはそういうことかもしれないけど、今、業者というのは職員も最小限でやってるから、その技術者の資格を持ってる人をこの1年のために乗せるとか、そんな話ってあるのかなと俺は思うとやけど。

○駒松道路保全課長 道路巡視に乗せる技術者については、一人は必ず、建設業従事経験者を入れるということになってます。

○中野委員 あと2人は、土木も未経験者でもいいということやな。

○駒松道路保全課長 委員が言われるように、そうです。あと残りの2人については未経験者でも構わないということになります。

○中野委員 そうなると、1年だから、業者としてはそのためにわざわざ1人雇用するかな。これが10年あれば新しい社員でもとるけど。契約社員とか派遣社員でもいいということやね、1人だけ従事経験者がおれば。

○駒松道路保全課長 委員が言われるように、そうなると思います。

○中野委員 この間、1年というのが問題になって、ほかのところは大体2年契約でできますけど、1カ所ぐらいが1年契約になるかなという

説明になって、今度はトータルで何でこれが1年契約になったわけ。この間の説明はそうだったよな。

○東県土整備部次長（都市計画・建築担当）

来年度1年間というのが、今回新しい制度ということで、まず、試行的にやりたいということで考えてます。その結果をもって、基本的に包括契約の中の複数年度契約を目指したいと考えてます。この事業そのものが、その地域の業者さんの中で担い手を育てるとか、そういう観点もごさいます。一つ目標として、複数年度というのを持っていますので、今回1年間だけ、まずは試行的にやらせていただきたいという意味で、1年間でごさいます。

○中野委員 それと、さっき宮原委員からもあったけど、この1年間の契約期間の中に、軽微な工事、修理を入れとって、なかった場合は、それは出すとか。軽微な工事というのは、この間、30万円ぐらいとかいう話かな。それだったら、後からなかったら吸い上げる、足らんかったら入れるとか、そんな契約というのは——逆にその分、取り除いた分で契約すればいいんじゃないの。

前、執行部は、パトロールは軽微な工事はしませんっていう答えだったよな。そうやったよ。工事というか、小さい軽微な、ちょっと舗装したり、今までそういうのもやっと思ったわけ。軽微な工事をするためには、別に予算を入れる。そうすると、この1年間の契約で、3人乗っとして、結局、見て回るわけでしょう。それで、何かあったときは、どこまでそこが工事をするかという話はどうなる。

○東県土整備部次長（都市計画・建築担当）

今回、道路巡視業務と道路巡回パトロール業務というのが入ってますけど、巡視業務というの

が一般的に、毎日回って、その中でちょっとした補修程度は今もやっています。それプラス、ちょっと土を盛らないかんよとかそういう話があると、今までは道路巡回パトロール業務とは別個に契約した業者さんが行って、そこがやっていた。今回はそれを一緒にすることによって、巡視業務で異常を見つけたとき、3人の方がやれる範囲のものはそこでもやるかもしれないけれども、そのときに重機が必要であるということになれば、別途の班が編制されていますので、そちらのほうに連絡して、そちらのほうで機械等あるいはダンプトラックを持ってきたりしてやってもらって、その経費をまた払っていくということになります。

今回、小規模な部分も含めたいということで、これは一つに、こういう体制が整うことで速やかに対応ができることになれば、できるだけ軽微な損傷のうちに早く直すということが——しばらく放置されたまま時間がたったために大きな損傷とならないようにもなるということもあって、今回はその小規模な部分を一部入れていくと。ただ、割合的にはそんなに大きくはないのかなと思っています。委員がおっしゃられるように、最初に入れずに後でという方法もあるかもしれませんがけれども、これぐらいの一定の大きな枠で年間考えてますということを示したいということで、当初から一部計上させていただけたらということで、今、関係業界とも意見交換をさせていただいているところでごさいます。

○中野委員 それと、今でもやっぱり業者は本当に90%ぎりぎりぐらいで。皆さん、業者はもうかっと思つとも思つともかもしれんけど、本当そういう要望ばかりですよ。普通の一般は90から95%。これを85%にした根拠というのは何で

すか。

○大田原県土整備部長 お手元の資料の35ページをお願いいたします。この一番下に、評価値の算出という計算式が出ております。今、総合評価をやっておりますが、これは、この地域維持型にちょっと特化したやり方です。今までですと、一般競争にしても、最低制限価格より上であれば、お金の一番安いところが来てたんですが。これは、この価格評価点が70点、そして履行能力点が30点ということで、かなり価格の点を甘くといいますか、高い価格でも対応できるようにしております。というのは、それだけしっかりした履行能力があるかどうか、ちゃんとパトロールなんかもできるかどうかというほうに重点を置いたものですから、今回はちょっと今までと違うやり方で決定をしようかということで考えております。これでいろんなシミュレーションをやったところです。これでいけば、恐らく、この最低制限とかではなくても大丈夫ではないかなと判断をしているところです。これが1点目。

それと、いろんな補足説明をさせていただきたいんですが、先ほども宮原委員からも万が一のときの不調・不落の話がありましたが、私たちはそれがないように、今からもまだ時間がありますので、いろんな意見交換をやります。その中での不安を解消したりとか、こういうやり方でするんですよというのをしっかり説明していったって、この地域維持型については不調・不落が絶対発生しないように、そういう体制といいますか、意気込みで取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、先ほど中野委員、宮原委員も言われました小規模な工事といいますか、それが発生しなかった場合とか、これは先ほどから説明し

ておりますが、今までの平均でとっております。ということは、今のところは災害がちょっと少ないものですから、逆に、多く出てくる可能性もあるということです。そうなれば、そこは当然ながら変更対応しますので、今度は額がふえる場面、そういう場面も出てくるということで、そこはちょっと柔軟な対応といいますか——私たちが一番望んでますのは、やはり住民が安心して暮らせる、道路を通れる。そのためには少しでも早く変状箇所を見つけて大きくならないうちに手を打って、また、抜本的には予算を獲得してからする。早目にそういう悪い箇所を見つけるのもこの地域維持型の大きな役目でありますので、そこらのところをまたいろいろ今後とも検証を含めやっていきたいというふうに考えているところです。

○中野委員 軽微な工事の分については、予定価格とは別途、何百万円というのを出す。予定価格の中に入れるわけではないですね。

○東県土整備部次長（都市計画・建築担当）
基本的には1年間でやる業務を想定してますので、その価格の中に入れるというふうに考えております。

○中野委員 別途30万円の工事が5回起こるという想定の中で——何回で想定するかわからんけど、それも入れて入札する。これは固定費の部分やわね。工事費としては、パトロールとは別の金額だから。何回かあるかわからんような話で、それは別に入札やるべきでは。

○東県土整備部次長（都市計画・建築担当）
巡視業務は年間ということで、年間金額二千万円程度ということで、これまでもやってきてるということです。

道路巡回パトロール業務あるいは河川海岸緊急メンテナンス事業、これについては現在、単

価契約でやっております。例えば、ちょっとした補修をやるのに人が2人要りました。1人当たり幾らですからということで、その対価をお支払いする。その都度その都度払ってるということです。

今回のこの制度をどうしていくかという中で、毎日回る部分については今までどおり、まずは二千何百万円かということでお見せして、それで価格を設定できるなど。それ以外のパトロール業務だとか河川海岸緊急メンテナンスは、今度、単価単価でやると、結局、その単価の積み上げだけで、数量は1時間当たりとかになってしまいますので、1年間どれぐらいかがなかなか見えないという御意見等もありました。そういう中で想定という部分になりますけれども、例えば3カ年の中で、それぞれの地域で、ほぼこれぐらいの業務量がありますよということを想定して、大体ダンプだったら何台、何日間動いたとか、そういうものを想定して、それを積み上げて全体の金額を出そうと。その中の一部に小規模工事と同じような考え方で入れていきたいということで、今回、全てを年間どれぐらい予定してます、これぐらいの工事量を予定しますということを見せた形で入札執行していきたいというふうに考えている、そういう状況でございます。

○中野委員　くどいようだけど、例えば道路パトロールを年間1,000万円と考えとって、その中に30万円の軽微な工事を5回なら5回、150万円と想定する。想定した金額も入れたやつで入札をかけるわけでしょう。そうすると、相手方には、年間30万円の工事がどれぐらい入ってますよと言わん限り——自分たちの経費以外にそんなのがわからんで、ぼんぼん出てきたら計算ができんようになる。

○東県土整備部次長（都市計画・建築担当）

入札をするときの数量、それぞれこれぐらいのダンプ要りますよとかいう数量は全て示します。それに基づいて積算をしていただくということになりますので、どのぐらいやるかどうかがわからないということではなくて、私どもが考えている、これぐらいの業務をするために人がどれぐらい要るとか、あるいは、これぐらいのダンプが必要、あるいは機械をこういうふうにかかさないといけない、そういう数量は設計書の中でわかるようにお示しすることになってます。

○中野委員　要は、私が言いたいのは、パトロール料金と別途、軽微な工事を見込むでしょう。例えば、年間5回予定しとって、3回しかなかったときは2回は返してもらうという話やっただしょう。5回予定したのが6回あったのは、その後やると言ったです。この金額は固定してるわけやわ。これを85%とか一緒に入れて見るというのは不自然じゃないかな。これだけが固定工事量があって、これはなかったときには返しますよ、もらいますよという話があって、ここから先がいわゆる努力目標の部分やわね。これの85%ならわかるけど、ここまで入れて85%で入札をするというのは、俺、それは意味がないと思うな。

○馴松道路保全課長　通常の一般的な建設工事というのは、設計図書があって、それに基づいて構造物をつくっていただく、橋とかつくっていただく。そういうのが一般的な建設工事です。今回説明してます、この道路パト及び応急維持工事というやつは緊急時の対応ということで、役務費とかを提供してもらってる業務です。設計書の中に、例えば何か橋をつくりなさいとか擁壁をつくりなさい、そういった設計書の数量は出てこないんです。そういうことで5回が3

回になるとかはありますけど……。

○中野委員 5回予定しとったのが3回しかなかったときは2回分は返してもらいます、5回予定しちよった分が7回あった分は追加して金をあげますって説明しとる。

○馴松道路保全課長 実際やっていただいた業務に対してお支払いするという仕組みですので、そういうふうになります。

○中野委員 1,000万円の契約した中に、そういう工事が500万円あったとするよ。あと500万円を85%で計算するならいいよ。1,000万円の85%で計算するのと、この500万円は固定やから、なかった場合は返さないかん、足りん場合はもらわんといかんのやから。そんな入札方法ってあるもんね。一方は、そういう固定費で、一方は、努力できて安くで中古車20万円を買えば済む話。そんな話じゃないもん。部長、そんなのは納得できん。

○大田原県土整備部長 再度の繰り返しになりますが、この前、中野委員が、この維持型でさせるのと、別途、維持工事としてさせるのとの基準はあるのかという質問されて、こちらのほうは、あやふやなといいますか、明確な基準はないというような答弁をさせていただいたかと思えます。

今回、この地域維持型を試行するに当たっては、その基準をちょっとつくろうかなということを考えております。ですので、今、中野委員が言われた100万円でも200万円でもこの中に入れ込むのかという基準。例えば崩土があったとします。100立米ぐらいの崩土が来て、これは例えば、1日でその作業で通れるようになるとかいうときは、この維持型の中でやらせて。例えば、これが1,000立米とか大きな崩土が来て、数日はとめないといけない場合は、別途入札で工

事を発注することになるかと思えます。そこをどういう線引きをするのかというのは、今ちょっと検討をやっているところですので、細かい数字等は今後示したいというふうに考えているところです。

○中野委員 入札で落とす場合は、その工事する分というのはパーセントじゃないわ。それは実費で、それを外して85でやるというなら理解できるけど、その工事費も入れた固定費、くどいようやけど、宮原委員が質問したときに、予定しとった分がなかった分は返してもらいます、そんな話やったやろ。それがおかしいと俺は言っとる。それを85%の中で入れた場合は、500万円予定しとった分を85%で落ちとるわけよ。そんな話ってあろうか。もうちょっと考えんとだめよ。

○大田原県土整備部長 またちょっといろいろ検討は加えますが、今、この最低制限価格の85%というのがちょっと先行しておりますが、この金額というのは、あくまで、私たちが今、委託で最低制限価格を示しているのものであって。今回、この地域維持型については、何者応札してくるかちょっとまだわかりませんが、今、この中で想定していますのは、この地域維持型の共同企業体とか事業協同組合、単体はちょっと少ないんじゃないかなというふうな予想をしているところです。ということは、先ほどの資格を持った人云々にさかのぼりますけど、JVであれ共同企業体であれ多くの会社が参加できますので、そういう技術者の人たちはそれぞれ対応できる。それと、車についても、今やっているところがJVとかを組めばその車が生かされますので、新規に参入してくるからいろんな経費が必要になってくるとか、そこらも全くゼロではないんですが、ある程度いい方向でいくんではないか

なというふうに予想してるところです。

○中野委員 最後。JVという言葉が出るけど、今のJVだって、元がもうかって、下は名前を出しとるぐらいのもの。これぐらいのパトロールをJVですると、給料で雇っとる人間をその都度その都度出したりしてやった場合に、どう分けるかという話で。もうちょっと検討してください。俺は本当これはわからん。

○岩下委員長 それではよろしいでしょうか。
それでは、その他報告事項に関することに関しましては、これで終わらせていただきます。
そのほかで何かありませんか。

○宮原委員 勉強のためにいろいろ聞かせてもらいますが、今度、改正品確法ということいろいろ改正されてる。その中にこの地域維持型契約という形も入ってるということになると思うんですが。この予定価格というのは、いろんな歩掛かりとかそういう形があって積算されていくんだと思うんですが、この歩掛かりというのは、完全に国交省が決めたものに準じてやってるということではないんですかね。

○高橋技術企画課長 おっしゃるとおり、国交省の標準歩掛かりというのが出されておまして、ほとんどがそれに準じた形で県も採用してるということです。

○宮原委員 現場と歩掛かりで計算したときに、人員の配置なりそういったものが、これじゃどう見ても無理だよねという場合は、その数値は変えられるんですか。

○高橋技術企画課長 国が示しております標準歩掛かりに適用範囲というのがございまして、例えば平米数が100平米から1,000平米までこれを使っていいよとか。そういう適用外の範囲がありますと、見積もりをとるなどしてその歩掛かりを使用せずに、その現場に合わせた積算に

なると思います。

○宮原委員 長期の工事になると、いろいろ原材料なんかも値段の変動があったりして、その調整を図ったこともありましたよね。極端に燃料が上がったり下がったり、そういったのは、今後も調整する可能性はあるんですか。

○高橋技術企画課長 おっしゃられるように、長期になりますトンネルとか橋梁とか、そういう何年もかかるやつの中で、例えば、この間から労務費が上がっておりますが、そういうときに物価スライドとか労務費のスライドとか、契約の途中で変更契約をして増額するというのは今までもありましたし、今後もあろうかと思っております。

○宮原委員 今度は仕事の工期です。天気のいいときもあれば悪いときもある。いろいろやむを得ないときには事故繰越という話もこの前も教えてもらって、そういうことが実際、緊急経済対策の中でありましたよね。業者さんは工期の中でやらないかんということで努力をされると思うんですけど、この工期設定というのは、天候なりそういったものはあんまり考えなくて設定がしてあるんですか。

○高橋技術企画課長 工期についてですけど、当初契約するときに、公告をするときに工期を公表いたします。その工期につきまして、過去の実績等を踏まえた標準工期というのを設定しておりまして、その中で契約していただくというふうにしております。ただ、これが、委員がおっしゃるように、天候とか災害とかということで、どうしても工期の中におさまらないというときは、協議のもとに工期を延ばすという措置も多々しているところであります。

○宮原委員 あと、今度のこの改正の中で、工事が不調になったり不落になった場合は、見積

もりをとって、特殊な工事についてはそれを反映することができるということが加わってるといふふうにも聞いたんですけど、これは実際そういうことでもいいんですか。

○高橋技術企画課長　そういうふうには解釈しておりますが、先ほどもちょっと申し上げたとおり、標準歩掛かりが公表されておまして、その適用範囲に入る分についてはそれを利用すると。それに当てはまらない部分については、見積もり等をとって参考にして予定価格をうちのほうで算出するということになります。

○宮原委員　課長が今言われた分で入らない部分、ちょっとその言い方が私は詳しくはわからないんですけど、例えば、不調・不落になりましたとしたときに、歩掛かりとかそういったものとは違って、今度は見積もりをとるわけだから、当然その数値が動いてくるというふうに思うんですけど、その整合性というのはどういうふうにかえたらいいのかなと思うんですが。

○高橋技術企画課長　よくあるのが、山岳部の非常に山奥の工事で大きい重機も行けないような現場。そういうときにどうするかといいますと、例えば標準歩掛かりでは21トンプルドーザーとか0.6のバックホーとかですけど、そういうのを持っていけないとなりますと、もっと小さい規格のものを持っていくしかないということになります。そういう現場条件に合わせたきめ細やかな設計をすると同時に、どうしてもそれが発注者のほうで現場条件あるいは仕様がよくわからないといった場合には、業者さんから見積もりをとって積算に生かしていくというふうになると思います。

○宮原委員　言われるとおりでと思うんです。やっぱり相談を受けるんですよ。10トン車が行かない、2トン車しか行けないと。ユンボもそ

んな大きなのは行けないで、小っちゃいのしか行けない。だけど、それでとったんだから、それでやってくれというような話になると、やっぱり業者としては、現場を見たら、とてもしもできないと言われるわけですよ。だから、そのあたりはその現場現場に応じた形で、業界をいじめるわけではないので、やっぱり適正な工事をしていただくために適正な予定価格が出るようにしていただけるといいなと思います。工事はとりたいんですけど、とてもしも10トンが入らないとか、そういうところ、よく話を聞くので、その部分についてはひとつよろしくお願いをしておきたいなと思います。

○岩下委員長　そのほかにございませんか。

○中野委員　ちょっと一つ勉強したいんですけど、今、広島が災害があつて、結構、国富も田舎なもんだから、お呼びがあつて行ったりすると、急傾斜何とか指定とか打つてあるわけ。そのそばに家があつて、上がまた谷間になって。急傾斜工事ですと、下のほうが4軒とか5軒とか規定があるし、あるところに行くと、そういうところで2メートルぐらいの擁壁というのかな、あれがついて一軒家が2軒とか並んだところまできてるところがあるんですけど。急傾斜で国の補助金でやる場合、県単でやる場合の要件はどんげなつてたですか。ちょっと参考に。

○土屋砂防課長　今、御質問のありました急傾斜でございますけれども、国土交通省所管になりますと、急傾斜地対策ということで急傾斜地という表現をしております。崖崩れ、崖の対策につきましては、それ以外にも治山事業ですとか他の事業もございまして、そういった事業になりますと、また名称が変わってきますけれども、山地だとかそういった名称がつくかと思われれます。急傾斜地は、国土交通省の所管の崖の

対策事業で実施してるところでございます。

○中野委員 そういう工事もいろいろ要件があつたりするけど、あるところは2メートルぐらいの擁壁ができとるから、そういうところは例えば林務の事業とか、農政はないわな、土木事業でやれるわけかね。

○土屋砂防課長 急傾斜地崩壊対策事業の採択の条件がどういうものかという……。

○中野委員 もういいや、後で。みんなに迷惑かける。

○岩下委員長 後でお話しするということだそうです。ほかにございませんか。

○森山建築住宅課長 大変済みません。先ほどお答えしたことで、数字の訂正を一つお願いいたします。

委員会資料の31ページの県営住宅の訴えの提起のところでございますが、中野委員から弁護士費用のことをお尋ねいただきました。訴えの提起で、まず、弁護士の着手金としましては8万6,400円でございます。そして、裁判後に謝金として同額の8万6,400円をお支払いして、合計17万2,800円ということでございます。

以上でございます。大変失礼しました。

○岩下委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時31分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてでございますが、委員会

日程の最終日に行くこととなっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は1時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時32分散会

平成26年11月27日(木曜日)

午後1時31分再開

出席委員(8人)

委員	長	岩下	斌彦
副委員	長	渡辺	創
委員		外山	三博
委員		中野	廣明
委員		宮原	義久
委員		後藤	哲朗
委員		太田	清海
委員		新見	昌安

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課副主幹	沖米田	哲哉
議事課主査	長谷	恵美子

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号、第4号、第8号から第10号、第22号から26号、第34号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか11件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第58号「カジノ合法化に反対し宮崎県に誘致しない決議を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、お諮りいたします。請願第58号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩下委員長 挙手少数。よって、請願第58号を継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されたので、これからは、採択または不採択のいずれかをお諮りすることになります。

太田委員、新見委員、渡辺委員にお聞きいたしますが、これからすぐ採決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、請願第58号の賛否をお諮りいたします。

なお、態度保留の場合は、退席したものとみなしますので、御了承ください。

〔渡辺副委員長、太田委員、新見委員退席〕

請願第58号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩下委員長 挙手なし。

それでは、念のため反対採決を行います。請願第58号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩下委員長 挙手全員。よって、請願第58号は不採択とすることに決定いたしました。

〔渡辺副委員長、太田委員、新見委員着席〕

次に、委員長報告骨子(案)についてであり

ます。

委員長報告の項目として、特に御要望などはありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後2時0分閉会

午後1時50分再開

○岩下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

お諮りいたします。委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時59分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

次に、1月29日の閉会中の委員会につきましては、執行部からの説明を受けるということで、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。